

7. 研究所関係資料

1. 設立の経緯

東京文化財研究所は、2001（平成13）年4月1日に東京国立文化財研究所が独立行政法人化され独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所となった。その前身である東京国立文化財研究所は、1952（昭和27）年4月1日に発足し、その母体となったものは、昭和5年に創設された政府機関の帝国美術院附属美術研究所である。

この美術研究所は、1924（大正13）年7月、帝国美術院長子爵故黒田清輝の遺言により美術奨励事業のために寄附出損した資金で遺言執行人が選択決定した事業である。すなわち遺言執行人代表伯爵樺山愛輔は、故子爵の遺志にしたがってこの資金で行うべき事業の選択を伯爵牧野伸顕に一任した。牧野伯爵は帝国美術院長福原鏝二郎及び東京美術学校長正木直彦とはかって諸方面の意見を徴し、またわが国美術研究の必要に照らして次の事業を行うこととした。

- (1) 美術に関する基礎的調査研究機関として美術研究所を設けること。
- (2) 黒田子爵の作品を陳列して同子爵の功績を記念すること。
- (3) 前二項の目的を達するために適当な建物を造営すること。
- (4) 事業成立の上は一切これを政府に寄附すること。

2. 年代別重要事項

期 日	事 項
昭和元年12月	前記の事業を遂行するため委員会が組織され、東京美術学校長正木直彦が委員長に就任し、美術研究所事業については東京美術学校教授矢代幸雄、黒田子爵作品陳列については東京美術学校教授久米桂一郎・同岡田三郎助・同和田英作・同藤島武二及び大給近清、建物造営については東京美術学校教授岡田信一郎、会計事務については遺言執行人打田伝吉を各委員として事務を分掌進行させた。
昭和2年2月 同年10月	美術研究所準備事業を開始した。 東京市上野公園内に鉄筋コンクリート造、半地階2階建、延面積1,192m ² の建物1棟を起工した（本館）。
昭和3年9月	前記の建物が竣工したので、黒田記念館と名付け、美術研究所開設のため必要な備品・図書・写真等の研究資料を設備し、また館内に黒田子爵記念室を設け、黒田清輝の作品を陳列した。
昭和4年5月	遺言執行人代表者樺山愛輔は、建物・設備・研究資料等一切の外に金15万円をそえて帝国美術院長に寄附を願い出た。
昭和5年6月28日 同年10月17日	勅令第125号により帝国美術院に附属美術研究所が置かれ、東京美術学校長正木直彦が同研究所の主事に補せられた。 美術研究所開所式を挙行了た。
昭和7年1月 同年4月18日	美術研究所の研究成果発表機関誌として、定期刊行物『美術研究』を創刊した。 株式会社朝日新聞社より明治大正美術史編纂費として本年から向う5か年間毎年5千円、合計2万5千円を帝国美術院に寄附したいとの申出があった。

期 日	事 項
昭和7年5月26日	帝国美術院はこの申出を受理した。 明治大正美術史編纂委員会規程を設け、美術研究所は明治大正美術史の編纂に関する事務を行うことになった。
昭和9年10月18日	毎年10月18日を開所記念日と定めた。
昭和10年1月28日	鉄筋コンクリート造、2階建、延面積129m ² の書庫が竣工した。
同年4月	『日本美術年鑑』の編纂事務を開始した。
同年6月1日	勅令第148号により美術研究所官制が公布された。 研究資料閲覧規程を制定し、閲覧事務を開始した。
昭和12年6月24日	勅令第281号により美術研究所官制中改正の件が公布され、従来、帝国美術院に附置されていたのを文部大臣の直轄に改められた。
同年11月29日	美術研究所長職務規程、美術研究所事務分掌規程が制定された。
昭和13年2月12日	木造、平屋建、延面積97m ² の写真室1棟が竣工した。
昭和19年8月10日	黒田清輝の作品、並びに写真原版を東京都西多摩郡小宮村谷間家倉庫に疎開した。
昭和20年5月28日	美術研究所の図書・諸資料全部を山形県酒田市本町1丁目日本間家倉庫3棟に疎開した。
同年7～8月	酒田市本間家倉庫に疎開した図書資料を爆撃の危険を避けるため、さらに酒田市外牧曾根村松沢世喜雄家倉庫・観音寺村村上家倉庫・大沢村後藤作之丞家倉庫にそれぞれ分散疎開した。
昭和21年3月29日	酒田市疎開中の図書・諸資料等の東京向け発送を終了した。
同年4月4日	酒田市疎開中の図書・諸資料等が東京に到着し、引揚げを完了した。
同年4月16日	東京都西多摩郡に疎開中の黒田清輝作品並びに写真原版の引揚げを完了した。
昭和22年5月1日	美術研究所官制が廃止され、国立博物館官制が制定された。美術研究所は同館の附属美術研究所となった。 国立博物館に保存修理課発足。同課内に保存技術研究室を置いた（保存科学部の前身）。昭和23年度より専任の職員を配置し、研究を開始した。研究室は国立博物館本館地下の修理室の一室（66m ² ）に設けた。
昭和25年8月29日	文化財保護法の制定にともない、美術研究所は文化財保護委員会の附属機関となった。 文化財保護委員会事務局設置にともない、保存科学研究室は国立博物館保存修理課から文化財保護委員会事務局保存部建造物課に所属換えとなった。
昭和26年1月31日	美術研究所組織規程が定められ、第一研究部・第二研究部・資料部・庶務室が置かれた。
昭和27年4月1日	文化財保護法の一部が改正、東京文化財研究所組織規程が定められ、美術部・芸能部・保存科学部・庶務室の3部1室が置かれ、美術研究所組織規程が廃止された。 また文化財保護委員会事務局保存部建造物課保存科学研究室も廃止された。
同年7月1日	芸能部研究室として東京芸術大学音楽学部邦楽科教室2室を同大学から借用し、研究を開始した。
昭和28年4月26日	保存科学部研究室として、東京国立博物館構内の倉庫132m ² を改造のうえ移転した。
昭和29年7月1日	東京文化財研究所組織規程の一部が改正され、東京国立文化財研究所となった。
昭和32年3月22日	東京国立博物館構内に木造、外部鉄網モルタル塗、平屋建、8m ² の保存科学部の薬品庫が竣工した。

期 日	事 項
昭和32年11月30日	従来の2階建書庫の上にさらに1階を増築、3階建とし、増築分延面積71m ² が竣工した。
昭和34年4月30日	東京国立文化財研究所研究受託規程が定められ、この年度から受託研究が開始された。
昭和36年9月16日	東京国立文化財研究所組織規程の一部が改正され、従来の庶務室は庶務課となった。
昭和37年3月31日	東京国立博物館内に保存科学部庁舎（保存科学部実験室）として、鉄筋コンクリート造、2階建、延面積663m ² の建物1棟が竣工した。
同年7月1日	東京国立文化財研究所組織規程の一部が改正され、新たに保存科学部に修理技術研究室が置かれた。
同年7月20日	芸能部研究室は、保存科学部庁舎の竣工にともない、旧保存科学部庁舎に移転した。
昭和43年6月15日	文部省設置法の一部が改正され、本研究所は文化庁附属機関となった。
昭和44年8月23日	保存科学部庁舎に隣接して新営される別館庁舎（延1,950.41m ² ）の起工式が行われた。
昭和45年3月25日	前記の別館が竣工したので、同年5月26日竣工式が行われた。芸能部は、別館3階に移転した。
同年5月8日	保存科学部は別館の地階～2階に実験用機械類の移転据付を完了した。
同年6月29日	保存科学部庁舎の1階の様替工事に着手し、同年10月15日工事が完了した。
同年11月2日	所長及び庶務課は、本館から保存科学部庁舎の1階に移転した（本館は、美術部庁舎となる）。これにより研究所の所在地表示は「12番53号」から「13番27号」に変更された。
昭和46年4月1日	保存科学部庁舎及び別館の敷地2,658m ² を東京国立博物館から所管換された。
昭和48年4月12日	文部省設置法施行規則の一部が改正され、新たに修復技術部が設けられ4部1課となり、修復技術部に第一修復技術研究室及び第二修復技術研究室が置かれ、保存科学部修理技術研究室は廃止された。
昭和52年4月18日	文部省設置法施行規則の一部が改正され、情報資料部の新設により5部1課となり、情報資料部に文献資料研究室及び写真資料研究室が置かれ、美術部資料室は廃止された。
昭和53年3月20日	本館構内の写場等（木造、平屋建、延面積144m ² ）を取りこわし、情報資料部研究棟として、鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階、延面積569.95m ² の建物が竣工した。
同年4月5日	文部省設置法施行規則の一部が改正され、新たに修復技術部に第三修復技術研究室が置かれた。
昭和59年6月28日	文部省組織令が改正され、本研究所は文化庁施設等機関となった。
平成2年10月1日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、新たにアジア文化財保存研究室が置かれ、5部1室1課となった。
平成5年4月1日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、アジア文化財保存研究室は、国際文化財保存修復協力室となった。
平成7年4月1日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、国際文化財保存修復協力室が廃止され、新たに国際文化財保存修復協力センターが設置された。同センターには、企画室及び環境解析研究指導室が置かれ、1センター5部1課となった。

期 日	事 項
平成7年4月1日	東京芸術大学と「東京芸術大学大学院美術研究科文化財保存学専攻の教育研究に対する連携・協力に関する協定書」が交わされ、連携併任分野として独立専攻大学院文化財保存学専攻（システム保存学）が設置された。
平成9年10月1日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、国際文化財保存修復協力センターに保存計画研究指導室が置かれた。
平成12年2月4日	新営庁舎として、鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階、延面積10,557.99m ² （建築面積2,258.48m ² ）が竣工した。
同年2月21日	新営庁舎の竣工にともない、別館（庶務課・芸能部・保存科学部・修復技術部・国際文化財保存修復協力センター）部分の移転が開始された。
同年3月6日	新営庁舎の竣工にともない、本館（美術部・情報資料部）の移転が開始された。
同年3月22日	建設省関東地方建設局営繕部より、新営庁舎の外構工事、植栽等の引き渡しを受け、新営庁舎関係の工事が完了した。
同年5月11日	新営庁舎の竣工を記念し、開所記念式典を挙行了。 この式典の挙行に際し、毎年5月11日を開所記念日と定めた。
平成13年3月29日	黒田記念館改修工事が竣工し、展示スペースが黒田記念室及び展示室の2室になった。
同年4月1日	東京国立文化財研究所は、奈良国立文化財研究所と統合され、独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所となった。 この独立行政法人化に伴い、東京文化財研究所は、管理部、協力調整官—情報調整室、美術部、芸能部、保存科学部、修復技術部、国際文化財保存修復協力センターの1センター5部1協力調整官—情報調整室となった。
平成15年9月19日	黒田記念館にエレベーターを設置し、門扉、外構の改修工事を行った。
平成18年4月1日	文化財研究所組織規程の一部が改正されて、協力調整官—情報調整室は企画情報部に、芸能部は無形文化遺産部に、国際文化財保存修復協力センターは文化遺産国際協力センターとなった。
平成19年4月1日	独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所は、独立行政法人文化財研究所と独立行政法人国立博物館との統合により、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所となり、黒田記念館は、東京国立博物館に移管された。 この統合に伴い、東京文化財研究所は、美術部を企画情報部に、保存科学部と修復技術部は保存修復科学センターに統合し、3部2センターとなった。

3. 歴代所長（昭和5年～平成20年度）

役 職	氏 名	期 間
主事	正木直彦	昭和 5. 6.28～昭和 6.11.24
主事	矢代幸雄	昭和 6.11.25～昭和10. 5.31
所長事務取扱	和田英作	昭和10. 6. 1～昭和11. 6.21
所長	矢代幸雄	昭和11. 6.22～昭和17. 6.28
所長事務取扱	田中豊蔵	昭和17. 6.29～昭和22. 8.15
所長	田中豊蔵	昭和22. 8.16～昭和23. 5.10
所長代理	福山敏男	昭和23. 5.11～昭和24. 8.30
所長	松本栄一	昭和24. 8.31～昭和27. 3.31
所長事務代理	矢代幸雄	昭和27. 4. 1～昭和28.10.31
所長	田中一松	昭和28.11. 1～昭和40. 3.31
所長	関野克	昭和40. 4. 1～昭和53. 4. 1
所長	伊藤延男	昭和53. 4. 1～昭和62. 3.31
所長	濱田隆	昭和62. 4. 1～平成 3. 3.31
所長	西川杏太郎	平成 3. 4. 1～平成 8. 3.31
所長	渡邊明義	平成 8. 4. 1～平成13. 3.31
(独立行政法人文化財研究所 東京文化財研究所に移行)		
所長	渡邊明義	平成13. 4. 1～平成16. 3.31
所長	鈴木規夫	平成16. 4. 1～平成19. 3.31
(独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所に移行)		
所長	鈴木規夫	平成19. 4. 1～現在

4. 名誉研究員

氏 名	退 職 時 官 職 名	在 所 期 間	名 誉 研 究 員 発 令 年 月 日
登石健三	保存科学部長	昭和27.10. 1～昭和50. 4. 1	昭和53.10.18
岡畏三郎	美術部長	昭和20. 5.15～昭和51. 4. 1	昭和53.10.18
秋山光和	美術部第一研究室長	昭和16.10. 1～昭和42. 2. 1	昭和54.10.18
横道萬里雄	芸能部長	昭和28. 3.16～昭和51. 4. 1	昭和59.10.18
上野アキ	情報資料部文献資料研究室長	昭和17.11. 3～昭和59. 4. 1	昭和59.10.18
江上綏	情報資料部主任研究官	昭和38. 5.18～昭和59. 3.31	昭和59.10.18
田村悦子	美術部主任研究官	昭和22. 6.16～昭和60. 3.31	昭和60.10.18
猪川和子	情報資料部文献資料研究室長	昭和22. 6.27～昭和60. 3.31	昭和60.10.18
伊藤延男	所長	昭和53. 4. 1～昭和62. 3.31	昭和62.10.18
三隅治雄	芸能部長	昭和27.10. 1～昭和63. 3.31	昭和63.10.18
樋口清治	修復技術部長	昭和37.11. 1～昭和63. 3.31	昭和63.10.18
田實榮子	美術部主任研究官	昭和23. 3.31～平成元. 3.31	平成元.10.18
見城敏子	保存科学部物理研究室長	昭和34. 4. 1～平成元. 3.31	平成元.10.18
濱田隆	所長	昭和62. 4. 1～平成 3. 3.31	平成 3.10.18
関口正之	美術部長	昭和42. 2. 1～平成 3. 3.31	平成 3.10.18
佐藤道子	芸能部長	昭和34. 4. 1～平成 4. 3.31	平成 4.10.18
馬淵久夫	保存科学部長	昭和50.10. 1～平成 4. 3.31	平成 4.10.18
新井英夫	保存科学部長	昭和45. 9. 1～平成 5. 3.31	平成 5. 4. 1
西川杏太郎	所長	平成 3. 4. 1～平成 8. 3.31	平成 8. 4. 1
門倉武夫	保存科学部生物研究室長	昭和32. 4. 1～平成 8. 3.31	平成 8. 4. 1
三輪英夫	美術部第二研究室長	昭和53. 8. 1～平成 8. 3.31	平成 8. 4. 1
蒲生郷昭	芸能部長	昭和56. 4. 1～平成10. 3.31	平成10. 4. 1
中里壽克	修復技術部第一修復技術研究室長	昭和39. 4. 1～平成10. 3.31	平成10. 4. 1
宮本長二郎	国際文化財保存修復協力センター長	平成 6. 4. 1～平成11. 3.31	平成11. 4. 1
羽田昶	芸能部音楽舞踊研究室長	昭和51. 4. 1～平成12. 3.31	平成12. 4. 1
中村茂子	芸能部民俗芸能研究室長	昭和39. 7. 1～平成13. 3.31	平成13. 4. 1
増田勝彦	修復技術部長	昭和48. 8. 1～平成13. 3.31	平成13. 4. 1
米倉迪夫	情報資料部長	昭和50. 9. 1～平成13. 3.31	平成13. 4. 1
星野紘	芸能部長	平成10. 4. 1～平成14. 3.31	平成14. 4. 1
平尾良光	保存科学部化学研究室長	昭和62. 4. 1～平成15. 3.31	平成15. 4. 1
井手誠之輔	協力調整官一情報調整室長	昭和62. 7. 1～平成16. 3.29	平成16. 3. 30
斎藤英俊	国際文化財保存修復協力センター長	平成11. 4. 1～平成16. 3.30	平成16. 3. 31
西浦忠輝	保存科学部長	昭和50. 7. 1～平成16. 3.31	平成16. 4. 1

氏 名	退 職 時 官 職 名	在 所 期 間	名誉研究員 発令年月日
渡邊明義	所長	平成 8. 4. 1～平成16. 3.31	平成16. 4. 6
鈴木廣之	美術部日本東洋美術研究室長	昭和54. 9. 1～平成17.11.30	平成17.12. 1
青木繁夫	文化遺産国際協力センター長	昭和49. 7. 1～平成19. 3.31	平成19. 3.31
三浦定俊	副所長	昭和48. 8. 1～平成20. 3.31	平成20. 3.31
鎌倉恵子	無形文化遺産部無形文化財研究室長	昭和63. 4. 1～平成19. 3.31	平成20. 3.31

*秋山光和名誉研究員は、平成21年 3月10日逝去

*樋口清治名誉研究員は、平成20年 8月17日逝去

*田實榮子名誉研究員は、平成21年 1月 3日逝去

5. 2008（平成20）年度予算等

(1) 予 算

(単位：千円)

事 項	予 算 額
一般管理費	139,862
調査研究事業費	104,186
情報公開事業費	75,129
研修事業費	2,717
国際研究協力事業費	225,284
展示出版事業費	19,916
合 計	567,096

(2) 科学研究費補助金交付一覧

(単位：千円)

研究種目	研究課題	研究代表者	交付額
基盤研究 (A)	高松塚古墳壁画劣化要因微生物の遺伝・表現形質等基礎データの総合的構築	佐野千絵	12,090
基盤研究 (B)	歴史的建造物を構成する部材の劣化と対策	石崎武志	9,360
//	日本古代中世金銅仏の荘厳に関する調査研究	津田徹英	2,340
//	太行山脈一帯に点在する仏教石窟群の包括的保護計画策定に関する日中共同研究	岡田健	2,340
基盤研究 (C)	効率的な防災施策提言のための地震動予測地図と文化財データベースの融合手法の構築	二神葉子	650

研究種目	研究課題	研究代表者	交付額
基盤研究 (C)	燻蒸剤等各種殺虫・殺菌処理が文化財のタンパク質材質へ及ぼす影響の科学的検討	木川りか	1,430
//	民俗芸能保護における「記録選択」の意義に関する調査研究	宮田繁幸	780
//	日本絵画の彩色材料に関する分析化学的調査研究	早川泰弘	1,950
//	建築文化財における外観塗装材料の変遷と新塗料開発に関する研究	北野信彦	1,040
//	古文書および古典籍の修復と装幀形態に関する用語の研究	加藤雅人	910
//	古楽器の形態変化及びジャンル間の交流に関する総合研究	高桑いづみ	1,430
若手研究 (B)	石窟壁画の劣化に影響を与える環境要素の予測と定量化に関する研究	宇野朋子	3,120
//	歴史的建造物の保存修復における無形的な要素に関する研究	ウーゴ・ミズコ	1,820
//	新しい展示照明光源－白色LEDに対する染料耐光性の検証	吉田直人	780
//	「エフタル期」の図像資料の特定と考察：パーミヤン、ソグド、クチャを中心に	影山悦子	1,430
//	文化的景観における人と水環境の関係の研究－白川郷・五箇山の景観形成とその保存－	豊島久乃	1,300
//	江戸前期町絵師の活動状況についての研究－尾形光琳を中心に	江村知子	1,040
//	西アジア・トランスコーカサスにおける初期農耕経済の受容過程に関する考古学研究	有村誠	1,300
若手研究 (スタートアップ)	中世仏教絵巻の制作・享受・交流の「場」とその文化史的背景に関する調査研究	土屋貴裕	1,560
特別研究員奨励費	中世法会における声明演唱法の復元的研究－声明・雅楽の古楽譜解読による－	青木(近藤)静乃	700
//	東欧・黒海周辺地域における教会・修道院建設とその保存継承に関する研究	鈴木環	137

(3) 受託調査研究一覧

(単位：千円)

研究課題	研究代表者	依頼元	受入額
関西大学博物館所蔵重要文化財高杯形土器の復元修理	北野信彦	学校法人関西大学	1,365
シルクロード文化財保護フェローシップ事業	岡田健	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	6,018

研究課題	研究代表者	依頼元	受入額
陝西唐代陵墓石彫像保護修理事業	岡田健	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	915
特別史跡キトラ古墳保存対策等調査業務	石崎武志	文化庁	41,222
国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策に関する調査等業務	石崎武志	文化庁	54,213
文化遺産国際協力コンソーシアム事業	清水真一	文化庁	9,762
文化遺産国際協力コンソーシアム事業	清水真一	文化庁	38,384
タンロン皇城遺跡の保存に関する専門家派遣と研修事業	清水真一	文化庁	878
「文化遺産国際協力拠点交流事業」（インドネシア文化観光局ボロブドゥール遺跡保存研究所）（モンゴル教育・文化・科学省およびモンゴル国立文化遺産センター）（中央アジア諸国における文化遺産保護）（インド考古局との壁画保存）（タイ王国文化教育相国家文化委員会事務局（ONCC））	清水真一	文化庁	59,134
四川大地震文化財復興支援に関する現地調査	清水真一	文化庁	834
四川震災復興に係る文化財協力（専門家交流）事業	清水真一	文化庁	8,384
諸外国における文化財輸出規制を規定した法令に関する調査	清水真一	文化庁	729
タンロン皇城遺跡の保存に関する専門家派遣	清水真一	文化庁	864
ユネスコ／日本信託基金パーミヤン遺跡の保護プロジェクト	山内和也	ユネスコ・カブール事務所	\$70,000
ユネスコ／日本信託基金龍門石窟保護修復プロジェクト	岡田健	ユネスコ・北京事務所	\$15,300
ユネスコ／日本信託基金バクダードにあるイラク博物館の保存修復室の復興プロジェクト	山内和也	ユネスコ・イラク事務所	\$95,000
ユネスコ／日本信託基金古代シルクロードの遺産：アジナ・テパ（タジキスタン）の仏教遺跡保護プロジェクト	山内和也	ユネスコ・アルマティ事務所	\$9,881

(4) 共同研究等一覧

(単位：千円)

研究課題	相手先	担当部局	金額	区分
航空資料保存の研究	財団法人日本航空協会	保存修復科学センター	300	受入
パーミヤン遺跡保存のための崖崩壊予測に関する研究	応用地質株式会社	文化遺産国際協力センター	600	申込
パーミヤン仏教遺跡のドキュメンテーションに関する研究	株式会社パスコ 東京支店	文化遺産国際協力センター	300	申込

研究課題	相手先	担当部局	金額	区分
アフガニスタン・バーミヤーン遺跡出土陶器の研究	国立大学法人金沢大学	文化遺産国際協力センター	300	申込
アジナ・テパ遺跡における遺跡環境アセスメントとデジタルアーカイブ	学校法人同志社大学	文化遺産国際協力センター	200	申込
中国・敦煌研究院における莫高窟保護のための地図情報システム（GIS）活用によるデータ管理及び分析手法確立のための共同研究	学校法人同志社大学	文化遺産国際協力センター	1,000	申込

(5) 助成金一覧

(単位：千円)

研究課題	共同研究者	担当部局	受入額
在外日本古美術品保存修復協力事業	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	保存修復科学センター	5,000
敦煌莫高窟壁画の保存に関する日中共同人材育成事業	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	文化遺産国際協力センター	5,000
国際研究集会「オリジナルの行方—新しい文化財アーカイブ構築のために」の開催	財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	企画情報部	1,500
国際研究集会「オリジナルの行方—新しい文化財アーカイブ構築のために」	財団法人東芝国際交流財団	企画情報部	1,000
京都・泉湧寺及び塔頭の造仏に関する調査・研究—京都という場における宋代美術受容の観点から—	財団法人仏教美術会	企画情報部	500
日本絵画の彩色材料の変遷に関する調査研究	財団法人出光文化福祉財団	保存修復科学センター	2,000

(6) 寄付金受入一覧

(単位：千円)

研究課題	共同研究者	担当部局	受入額
東京文化財研究所における研究成果の公表	東京美術商協同組合	企画情報部	1,000
東京文化財研究所における研究事業の助成	東京美術倶楽部	企画情報部・保存修復科学センター	1,000

年度内主要事業一覧

期 日	事 業 名
08. 4.18	在外日本古美術品保存修復協力事業運営委員会（第1回）
08. 5.13	文化交流協定調印式
08. 5.19	独立行政法人国立文化財機構外部評価委員会総会・研究所調査研究等部会
08. 5.23	在外日本古美術品保存修復協力事業運営委員会（第2回）
08. 6. 2	保存担当学芸員フォローアップ研修
08. 6.10	文部科学省独立行政法人評価委員会文化分科会国立文化財機構部会（文部科学省）
08. 6.20	保存修復科学センター研究会「三角縁神獸鏡の謎に迫る―材料・技法・製作地―」
08. 7.10	保存修復科学センター研究会「博物館での文化財の保存と活用に関する国際的動向」
08. 7.14～ 7.25	博物館・美術館等保存担当学芸員研修
08. 7.19～ 8.31	共催展「近代日本洋画の巨匠 黒田清輝展」（神戸市立小磯記念美術館）
08. 9. 8～ 9.26	国際研修「紙の保存と修復」2008
08. 9.19	第22回国際文化財保存修復研究会「遺跡保存と水」
08.10. 3～10. 4	第42回オープンレクチャー「人とモノの力学」
08.10. 6	保存修復科学センター研究会「屋外等の木質文化財の維持管理 問題点と今後」
08.10.28～11. 3	黒田記念館特別公開
08.11. 7	第22回近代の文化遺産の保存修復に関する研究会「鉄構造物の保存と修復について」
08.11.20	第3回無形民俗文化財研究協議会
08.11.27	第2回伝統的修復材料および合成樹脂に関する研究会「漆を通じてみた日本と海外との交流―漆文化財の調査と保存修復の現状と課題」
08.12. 4	保存修復科学センター研究会「文化財の保存環境を考慮した博物館の省エネ化」
08.12. 6～12. 8	第32回文化財の保存及び修復に関する国際研究集会「“オリジナル”の行方―文化財アーカイブ構築のために―」（東京国立博物館）
08.12.16	第3回無形文化遺産部公開学術講座（国立能楽堂）
08.12.16	在外日本古美術品保存修復協力事業運営委員会（第3回）
09. 1.14～ 1.16	アジア文化遺産国際会議（タイ）
09. 1.18	文化遺産国際協力コンソーシアムシンポジウム「私の文化遺産再発見―文化遺産を通じて国際貢献を推進するシンポジウム―」（東京国際フォーラム）
09. 2.19	第2回アジア無形文化遺産保護研究会
09. 3.19～ 7. 9	特集陳列「写された黒田清輝Ⅱ」

6. 独立行政法人国立文化財機構の中期目標

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国立文化財機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

(前文)

独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）は、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るため、多数の国宝・重要文化財をはじめとする有形文化財を収集・保存・展示し、次代へ継承するとともに、文化財に関する調査・研究を行い、併せて国内外に我が国の歴史・伝統文化を発信するという重要な役割を担っている。

このため、機構は、①歴史・伝統文化の保存と継承の中心的拠点として、体系的・通史的に収蔵品を整備し、次代へ継承すること、②機構が有する文化財を活用し、歴史・伝統文化について国内外に発信すること、③我が国の文化財研究の中核的研究機関として、貴重な文化財を次代へ継承していくために必要な知識・技術の基盤を形成するための研究を行い、その成果の普及と活用を促進すること、④文化財の保存科学・修復技術のナショナルセンターとして、機構の有する人的・物的資源を最大限活用し、一体性を確保し、調査・研究を行うこと、⑤国立博物館が有する収蔵品や人材を活用し、我が国の博物館のナショナルセンターとして、公私立博物館を含めた博物館全体の活動の活性化に寄与することが必要である。

機構は、これらの役割を果たすため、法人運営を機動的かつ効果的に展開し、文化財の収集・保管・展示及び文化財に関する調査・研究、これらに関する教育普及事業等の一層の充実に努めるものとする。

Ⅰ 中期目標の期間

機構が実施する業務は、長期的な視点に立って企画・実施する有形文化財の収集・展示、多大の労力と時間を必要とする多種多様な文化財の特質の解明や文化財に関する膨大な資料の収集・整理・分析等であり、計画、準備から成果が得られるまでに長期間を要するものが多い。これらの業務を踏まえ、中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 歴史・伝統文化の保存と継承の中心的拠点としての収蔵品の整備と、次代への継承

(1) 国の文化財保護政策との整合性、一体性を保ちつつ機構の設置する博物館各館の役割・任務に沿って収集方針を定め、これに基づき、計画的かつ適時適切な購入と寄贈・寄託の受入れを進め、体系的・通史的にバランスのとれた収蔵品の充実に努めること。

(2) 収蔵品全体を常時、適切な保存及び管理環境下に置くこと。特に、施設の老朽化、耐震対策に計画的かつ速やかに取り組み、貴重な文化財を次代へ継承すること。

(3) 収蔵品の保存技術の向上に努め、貴重な文化財を次代へ継承すること。

2 文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信

(1) 展示の充実

展示については、常に点検・評価を行うなど改善への取組みを進め、歴史・伝統文化を国内外に発信し、これらについての理解促進に寄与するものとなるように努めること。

①平常展は、歴史・伝統文化についての理解に資するよう、体系的・通史的な展示に努めるとともに、各館の収蔵品を法人全体として有効活用した魅力ある展示を行うこと。また、展示に関する外国語説明を一層充実させること。

②特別展等については、国内外の博物館と連携した我が国の中心的拠点にふさわしい質の高い展示を行うこと。また、展示方法、解説などについて機構の人的資源を最大限に生かした魅力あるものを提供すること。

③個々の展覧会において、積極的な広報に努めること。また、過去の入館者等の状況等を踏まえた適切な入館者数の目標を設定し、その達成に努めること。

(2) 歴史・伝統文化の理解促進

歴史・伝統文化の理解促進に寄与するよう、機構の人的資源を活用した教育普及活動を実施すること。

①子どもから高齢者までを対象とした幅広い学習機会を提供すること。また、参加者数については、各館の年間の平均が前中期目標期間の年間平均の実績を上回ること。

②ボランティアや支援団体を育成し、相互の協力により教育普及活動の充実を図ること。

(3) 快適な観覧環境の提供

国民に親しまれる施設を目指し、入館者の立場に立った観覧環境の整備や利用者の要望を踏まえた管理運営を行い、入館者の期待に応えること。

①高齢者、身体障害者、外国人等を含めた入館者本位の快適な観覧環境を形成すること。

②入場料金及び開館時間の弾力化など、利用者の要望や利用形態等を踏まえた管理運営を行うこと。

③ミュージアムショップやレストラン等のサービスの充実を図ること。

3 我が国における博物館のナショナルセンターとして博物館活動全体の活性化に寄与

(1) 収蔵品等に関する調査研究の成果を多様な方法により積極的に公表し、広く博物館関係者の知見の向上に資すること。

(2) 国内外の博物館関係者との研究会の開催や研究者の交流等を行い、国際的な博物館の拠点となることを目指すこと。

(3) 国内外の文化財の修理・保存処理の充実に寄与すること。

(4) 収蔵品の地方における観覧の機会を確保するため、貸与に関する情報を公開するなど、収蔵品の貸与を推進すること。

(5) 全国の博物館等の運営に対する援助、助言を行うとともに、博物館関係者の情報交換・人的ネットワークの形成等に努めること。

4 文化財に関する調査及び研究の推進

文化財に関する以下の調査及び研究を行い、貴重な文化財を次代へ継承していくために必要な知識・技術の基盤の形成に寄与すること。

(1) 文化財の各分野に関する基礎的・体系的な調査及び研究や、総合的な視点に基づく文化財の調査研究手法の開発等を推進することにより、国及び地方公共団体における文化財保護施策の企画立案及び文化財の評価等に係る業務の基盤形成に寄与すること。

特に、文化財保護法の改正によって新たに保護の対象となった文化的景観、民俗技術などに関する調査及び研究を推進し、今後の指定等の業務に係る基礎的な知見を形成すること。

(2) 最新の科学技術の活用による保存科学に関する先端的な調査及び研究や、伝統的な修復技術、製作技法、利用技法に関する調査及び研究を通じて、文化財の保存・修復に係る技術・技法や材料の開発・評価等を推進し、文化財の保存や修復の質的向上に寄与すること。

(3) 国や地方公共団体の要請に応じて、我が国の文化財保護政策上重要かつ緊急性の高い文化財の保存・修復に係る実践的な調査及び研究を実施すること。

(4) 有形文化財の収集・保管・公衆の観覧等に必要調査研究を計画的に実施すること。

5 文化財の保存・修復を通じた我が国の国際貢献への寄与

文化財の保存・修復に関する国際協力の拠点としての位置づけを明確化するとともに、その機能の充実を

図ること。また、研究機関間の連携強化や共同研究、研究者間の情報交換の活発化、継続的な国際協力のネットワークの構築、アジア諸国等における文化財の保存・修復協力、技術移転・専門家養成等の支援等、有機的・総合的な事業展開を行い、人類共通の財産である文化財の保存・修復に関する国際協力を通じて、我が国の国際貢献に寄与すること。

6 情報発信機能の強化

調査及び研究の成果について、迅速な報告書の発行、利用価値の高いデータベースの構築等により、適時適切な公表を推進するとともに、施設の有効活用を図ることにより、研究者をはじめ広く社会に還元すること。

7 地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上

地方公共団体や大学、研究機関とのネットワークや連携協力体制を構築し、機構が行った調査・研究成果の発信等を通じて、文化財に関する協力・助言の円滑かつ積極的な実施を図り、我が国全体の文化財の収集・展示、調査・研究の質的向上に寄与すること。また、地方公共団体等の指導者層を主たる対象とする高度な研修事業や、若手研究者の育成に寄与するため実践的な連携大学院教育を実施し、今後の我が国の文化財保護における中核的な人材を育成すること。

III 業務運営の効率化に関する事項

法人統合のメリットも最大限に生かし、業務の充実かつ効率化を図るとともに、事務、事業、組織等の見直し、外部委託の推進等により、経費の合理化を図ること。

運営費交付金を充當して行う業務については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、特殊業務経費を除き、5年間で一般管理費は15%以上、業務経費は5%以上の削減を図ること。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。

さらに、機構の業務運営に際しては、一般管理業務の本部への一元化、集約化等を図り、統合後5年間で、19年度一般管理費（物件費）の10%相当の経費を5年間で削減を図ること。

IV 財務内容の改善に関する事項

税制措置も活用した寄付金や自己収入の確保、予算の効率的な執行等に努め、適切な財務内容の実現を図ること。

1 自己収入の増加

税制措置も活用した寄付金などの外部資金、施設使用料等の財源の多様化を図り、法人全体として積極的に自己収入の増加に努めること。

また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。

2 固定的経費の節減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

V その他業務運営に関する重要事項

1 人事管理（定員管理、給与管理、意識改革等）、人事交流の適切な実施により、内部管理事務の改善を図ること。また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、非公務員化のメリットを活かした制度を活用

すること。

2 業務の目的・内容に適切に対応するため長期的視野に立った施設・設備の整備計画を作成し、整備をすること。

7. 独立行政法人国立文化財機構の中期計画

平成 19年4月1日

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人国立文化財機構が中期目標を達成するための中期計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

(基本方針)

独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）は、我が国における文化財の収集・保管・展示等の中心の拠点となる博物館の設置・運営を行う。また、文化財の研究について、基礎的なものから先端的・実践的なものに至るまで、多様な手法により実施する。その際、特に機構の有する人的・物的資源を集約して文化財の保存科学・修復技術に関する拠点を形成しつつ取り組むこととする。さらに、調査・研究成果の国民への公開、文化財担当者の研修、地方公共団体等への助言等を行うとともに、文化財に関する国際交流や国際協力を積極的に推進する。このため、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館、東京文化財研究所、奈良文化財研究所の6施設において、文化財の収集・保管・修理・展示、調査・研究、教育普及事業を有機的・体系的に行い、さらに、国内外の歴史・伝統文化に係る博物館の中心的な拠点及び保存科学・修復技術に関する中心的な支援拠点としての役割を果たしていく。

各施設の役割・任務は以下のとおりである。

(東京国立博物館)

我が国の総合的な博物館として、日本を中心にして広く東洋諸地域にわたる文化財について、収集・保管・展示、調査・研究、教育普及事業等を行う。

(京都国立博物館)

平安時代から江戸時代の京都文化を中心とした文化財について、収集・保管・展示、調査・研究、教育普及事業等を行う。

(奈良国立博物館)

仏教美術を中心とした文化財について、収集・保管・展示、調査・研究、教育普及事業等を行う。

(九州国立博物館)

日本とアジア諸国との文化交流を中心とした文化財について収集・保管・展示、調査研究、教育普及事業等を行う。なお、事業の実施に当たっては、福岡県等と連携協力を行う。

(東京文化財研究所)

我が国の文化財の研究を、基礎的なものから先端的・実践的なものまで、多様な手法により行い、その成果を積極的に公表する。また、文化財担当者の研修、地方公共団体への専門的な助言を行う。さらに、機構の有する保存科学・修復技術に関する知見・技術を集約し、我が国の拠点としての役割を果たす。

また、世界の文化財の保存・修復に関する国際的な研究交流、保存修復事業への協力、専門家の養成、情報の収集と活用等を実施し、文化財保護における国際協力の拠点としての役割を担う。

(奈良文化財研究所)

遺跡・建造物・庭園等土地に結びついた文化財及び南都諸大寺及び近畿周辺を中心とした古社寺等における文化財の調査・研究を行うとともに、全国各地の発掘調査等に対する協力・助言及び埋蔵文化財に係わる専門指導者層を主たる対象とした研修、飛鳥資料館・平城宮跡資料館等における調査・研究成果の公表、文化財に関する情報・資料の収集・公開等の業務を推進する。

- 1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1 歴史・伝統文化の保存と継承の中心的拠点としての収蔵品の整備と、次代への継承

(1) - 1 体系的・通史的にバランスのとれた収蔵品の蓄積を図る観点から、次に掲げる各館の収集方針に沿って、外部有識者の意見等を踏まえ、適時適切な収集を行う。また、そのための情報収集を行う。

(東京国立博物館)

日本を中心にして広く東洋諸地域にわたる美術、考古資料及び歴史資料等を収集する。

(京都国立博物館)

京都文化を中心とした美術、考古資料及び歴史資料等を収集する。

(奈良国立博物館)

仏教美術を中心とした美術、考古資料及び歴史資料等を収集する。

(九州国立博物館)

日本とアジア諸国との文化交流を中心とした、美術、考古資料及び歴史資料等を収集する。

(1) - 2 収蔵品の体系的・通史的なバランスに留意し、寄贈・寄託品の受け入れを推進するとともに、その積極的活用を図る。また、既存の寄託品については、継続して寄託することを働きかける。

(2) 国民共有の貴重な財産である文化財を永く次世代へ伝えるとともに、展示等の博物館活動の充実を図る観点から、収蔵品を適切な環境で管理・保存する。また、展示場、収蔵庫の老朽化に対応するとともに、耐震対策を計画的かつ速やかに実施し、保存・活用のための環境整備を図る。

(3) 修理、保存処理を要する収蔵品等については、機構の保存科学・修復技術担当者が連携し、伝統的な修理技術とともに科学的な保存技術の成果を取り入れ、緊急性の高い収蔵品から順次、計画的に修理する。

2 文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信

(1) 展示の充実

展示については、常に点検・評価を行い国民のニーズ、学術的動向等を踏まえた質の高いものを実施するとともに、展覧会を開催するにあたっては、開催目的、期待する成果、学術的意義を明確にし、国際文化交流に配慮するなど魅力あるものとなるよう努力する。

また、見やすさ分かりやすさに配慮した展示及び解説や音声ガイド等の導入を行うことにより、日本の歴史・伝統文化及び東洋文化についての理解を深めるものとなるよう工夫する。

①平常展は、展観事業の中核と位置付け、各国立博物館の特色を十分に発揮した体系的・通史的なものとするとともに、最新の研究成果を基に、日本の歴史・伝統文化及び東洋文化の理解の促進に寄与する展示を実施する。また、特集陳列の充実を図るなど再来館者の増加が期待できる魅力ある展示にも努め、一層の入場者の確保を図る。また、展示に関する外国語説明を一層充実させることに努め、作品キャプションについては全てに外国語訳を付すとともに、展示テーマ毎にその時代背景等を説明した外国語パネル等を80%以上設置する。

②特別展等については、国内外の博物館と連携した我が国の中心的拠点にふさわしい質の高い展示を行う。また、積年の研究成果の発表や時機に合わせた展示を企画し、国民の知的好奇心を刺激する展示を実施する。特別展等の開催回数は概ね以下のとおりとする。

(東京国立博物館)

年3～4回程度

(京都国立博物館)

年2～3回程度

(奈良国立博物館)

年2～3回程度

(九州国立博物館)

年2～3回程度

③個々の展覧会において、広報に積極的に取り組む。また、展覧会の入館者数については、その開催目的、想定する対象層、実施内容、学術的意義、広報活動、過去の入館者数の状況等を踏まえて目標を設定し、その達成に努める。

④黒田記念館については、東京国立博物館に所属を移し、所蔵作品を東京国立博物館でも展示するなど公開機会を

拡大する。

(2) 歴史・伝統文化の理解促進

歴史・伝統文化の理解促進を図るとともに、その中心的拠点としてふさわしい教育普及事業に重点化する。

①学校、社会教育関係団体、国内外の博物館等と連携協力しながら、講演会、ギャラリートーク等の学習機会を提供する。また、参加者数については、各館の年間の平均が前中期目標期間の年間平均の実績を上回るよう努める。

②-1 教育普及活動の充実に寄与するようボランティア活動を支援し、ボランティアの資質向上に努める。

②-2 企業との連携や友の会活動の活性化等により博物館支援者の増加を図る

(3) 快適な観覧環境の提供

国民に親しまれる施設を目指し、入館者の立場に立った観覧環境の整備や利用者の要望を踏まえた管理運営を行う。

①施設のバリアフリー化を進め、高齢者、身体障害者、外国人等の利用にも配慮した快適な観覧環境を提供する。

②一般入館者を対象とする満足度調査及び専門家からの批評聴取等を定期的に実施する。調査結果から入館者のニーズを把握し、入場料金及び開館時間の弾力化などの管理運営の改善を行う。

③ミュージアムショップやレストラン等のサービスについては利用者の意見を収集し、改善する。

3 我が国における博物館のナショナルセンターとして博物館活動全体の活性化に寄与

(1) 収蔵品等に関する調査研究の成果を研究紀要、学術雑誌、展覧会に関わる刊行物、学会及びインターネット等を活用して広く発信する。また、各種セミナー、シンポジウムを開催する。

(2) 海外の優れた研究者を招聘し国際シンポジウムを開催するなど博物館活動に対する示唆が得られるよう努める。

(3) 博物館等関係者や修理技術関係者等を対象とした研修プログラムについて検討、実施する。

(4) 収蔵品については、その保存状況を勘案しつつ、公私立の博物館等に対し、展示等の充実に寄与するため貸与を推進する。収蔵品の貸与については、貸与に関する情報を公開するなど具体的措置を講ずることとする。

(5) 公私立博物館等に対する援助・助言を行うとともに、博物館関係者の情報交換・人的ネットワークの形成等に努める。なお、援助・助言の実施については今期5年間の実績が前中期目標期間の実績を上回るよう努める。

4 文化財に関する調査及び研究の推進

(1) 文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究の推進

文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究として、国内外の機関との共同研究や研究交流も含めて以下の課題に取り組むことにより、国・地方公共団体における文化財保護施策の企画・立案、文化財の評価等に関する基盤の形成に寄与する。

①文化財保護法の一部改正に伴い新たに保護対象となった文化的景観、民俗技術に関する基礎的・体系的な調査・研究を実施し、今後の指定をはじめとする保護施策に関する資料と指針を提供する。

②我が国の有形文化財及びそれに係る諸外国の文化財に関し、以下の課題に重点的に取り組む。

i 日本を含む東アジア地域における美術の価値形成の多様性の解明

ii 我が国における近現代美術の歴史の解明

iii 美術や文化財に対する理解を深めるための美術の創作のプロセスの解明

iv 古都所在寺社所蔵の歴史資料・書跡資料等に関する原本調査を通じた日本の歴史、文化の研究

v 歴史的建造物の保存・修復・活用に関し重点物件に係る調査・研究を通じた基礎データの収集整理・公開

③我が国の古典芸能及び伝統的工芸技術等の無形文化財の伝承実態を把握するとともに、その伝承・公開の基礎となる技法・技術を明らかにする。

④我が国の風俗習慣、民俗芸能、民俗技術など無形民俗文化財の現在における伝承の実態、伝承組織、公開のあり

方を明らかにするとともに、各地の保存団体や保護行政担当者等とこれら研究成果及び問題意識の共有化を図り、「無形民俗文化財の映像記録作成ガイドライン（仮称）」等の指針を作成し公表する。

⑤平城京、藤原京、飛鳥地域を中心とした我が国及び関連する中国・韓国等諸外国の遺跡の発掘調査並びに共同研究を行うとともに、出土品・遺構の調査研究及び庭園等に関する基礎的な調査・研究を実施し、それにより古代日本の都城の構造及び建造物の様式並びに瓦・陶磁器・金属器等の手工業生産技術の実態やその変遷過程、庭園等の変遷過程、飛鳥地域の歴史等の解明に寄与する。

⑥遺跡の保存・整備・活用に関する一体的な調査・研究、技術開発の推進及び整備事例のデータベース化等により、個々の遺跡の現況に応じた適切な保存修理・整備に資する。また、これに関連して、平城宮跡・藤原宮跡の整備・公開・活用に関する調査・研究を行い、文化庁が行う平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡の整備・復原事業に関して、専門的・技術的な協力・助言を行う。

（２）文化財に関する新たな調査手法の研究・開発の推進

文化財の調査手法に関する以下の研究・開発を推進し、文化財を生み出した文化的・歴史的・自然的環境等の背景やその変化の過程を明らかにすることに寄与する。

①光に対する物性を利用した高精彩のデジタル画像を形成する手法に関する調査・研究を行い、文化財の色や形状・肌合いなどを正確かつ詳細に再現することを目指す。

②小型可搬型機器の開発及び応用研究を行い、文化財の材質調査をその場で行えるようにする。また、有機化合物の物質同定を目的とした新規手法の検討及びその応用研究を行い、金属文化財や顔料など無機化合物に関する元素分析及び構造解析手法の確立等を目指す。

③遺跡調査における新たな指標や属性分析法の確立に関する研究会等を行い、全国における遺跡調査・研究の質的向上と発掘作業の効率化に資する。

④木質古文化財の年輪年代測定法等を進め、考古学・建築史・美術史の研究に資する

⑤遺跡出土の動植物遺体や古土壌の考古科学的分析により、過去の生業活動の解明と環境復元を行う。

（３）科学技術の活用等による文化財の保存科学や修復技術に関する中心的な支援拠点として、先端的調査研究等の推進

最新の科学技術の活用による保存科学に関する先端的な調査及び研究や、伝統的な修復技術、製作技法、利用技法に関する調査及び研究として以下の課題に取り組むことにより、文化財の保存や修復の質的向上に寄与する。

①生物被害を受けやすい木質文化財（社寺等建造物、彫刻など）の劣化診断や被害防止対策を確立する。

②環境の調査手法、モデル実験やシミュレーション技術を用いた環境の解析手法の確立のための研究及び実践を行い、文化財を取り巻く保存環境の現状を把握し、改善することに資する。

③屋外文化財の保存・修復の手法を確立する。また、文化財の防災についてその予防と被災後の情報収集を行い、文化財防災のネットワーク化の一層の推進を図る。

④考古資料の材質・構造の調査法に関して、特にレーザーラマン分光分析法や高エネルギーX線CT・CR法の実用化を図る。また、考古資料の保存・修復に関する実践的な研究を実施する。

⑤伝統的修復材料や合成樹脂などの物性、製作技法、利用技法に関する調査・研究をもとに、修復材料・技法の評価及び開発を行う。また、海外の文化財保存担当者を対象に、日本の修復材料の使用法や修理技術に関する研修等を行い本国での基本的な作品の取り扱いや保存処理に反映させる。

⑥近代の文化遺産に特徴的な鉄、コンクリート、プラスチックなどの複合素材及び技法について国際共同研究を実施し、その成果をもとに国内所在の近代文化遺産の保存・修復に関する手法を開発する。

（４）高松塚古墳、キトラ古墳の保存対策事業など、我が国の文化財保護政策上重要かつ

緊急に保存及び修復の措置等を行うことが必要となった文化財について、国・地方公共団体の要請に応じて、保存措置等のために必要な実践的な調査・研究を迅速かつ適切に実施する。

（５）有形文化財の収集・保管・公衆への観覧にかかる調査・研究

有形文化財の収集・保管・公衆への観覧にかかる調査・研究を実施し、その保存と活用を推進することにより、次世代への継承及び我が国文化の向上に寄与する。

①収集・保管に関する研究を実施し、有形文化財の保存に寄与する。

- i 保存環境の調査研究等を実施することにより、収蔵品の保存環境の向上を図る。
- ii 日本の文化財及び日本の文化に影響を与えた東洋諸地域を中心に東洋全般にわたる各国固有の文化財の調査研究を実施する。
- iii 収蔵品の調査研究を重視し、特に重要な項目については特別調査を実施する。また、特別展及び海外展実施に向けた事前調査を実施する。
- iv トータルケアシステム構築に向けた応用研究を実施し、有形文化財の恒久的保存と持続的公開を具現化する。
- v 修復文化財に関する調査研究を実施し、補修紙製作、剥落止め等修復方針決定に寄与する。
- vi 収蔵品について、科学的分析に基づく保存・修復に関する調査研究を実施し、文化財の適切な保存・展示・活用に反映させる。

②公衆への観覧を図るための研究を実施し、有形文化財の活用に関与する。

- i 有形文化財の展示デザインシステムを構築するための応用研究を実施する。
- ii 博物館情報学を構築するための研究を実施する。
- iii 博物館教育理論の構築に関する研究を実施し、有形文化財理解の推進に関与する。
- iv 京都文化を中心にした文化財の調査研究を実施し、展示することにより、国民の文化財保存に対する意識の高揚に寄与する。
- v 平安仏教とその造形に関する調査研究を実施し、展示することにより、国民の文化財保存に対する意識の高揚に寄与する。
- vi 南都諸社寺等に関する計画的な調査研究を実施し、展覧会の活性化に反映させる。
- vii 我が国における仏教美術の展開と、中国・韓国の仏教文化が及ぼした影響の研究を実施し、仏教美術の解説の充実を図る。
- viii 仏教美術の光学的調査研究を実施し、作品の材料・技術の解明に寄与する。
- ix 日本とアジア諸国との文化交流に関する文化財の調査研究を実施し、これらの文化の収集・保管・展示、境域普及事業等を展開する。

5 文化財の保存・修復に関する国際協力の推進

文化財の保存・修復に関する国際協力に関して、以下の事業を有機的・総合的に展開することにより、人類共通の財産である文化財の保存・修復に関する国際協力を通じて、我が国の国際貢献に寄与する。

(1) 文化財の保護制度や施策の国際動向及び国際協力等の情報を収集、分析して活用するとともに、国際共同研究を通じて保存・修復事業を実施するために必要な研究基盤整備を行う。また、国内の研究機関間の連携強化や共同研究、研究者間の情報交換の活性化、継続的な国際協力のネットワークを構築し、その成果をもとにアジア諸国において文化財の保存・修復事業を推進する。

(2) 諸外国における文化財の保存・修復に関する技術移転を積極的に進める。

また、アジア諸国の文化財保護担当者や保存・修復専門家などの人材養成に関する支援事業を国内外で実施するとともに、人材養成に必要な教材や教育手法に関する研究開発を行う。

6 情報発信機能の強化

以下のとおり、調査・研究に基づく資料の作成及び文化財に関する資料の収集・整理・保管を行うとともに、調査・研究成果を積極的に公表・公開し、研究者や広く一般の人が調査・研究成果を容易に入手できるようにする。

(1) 文化財関係の情報を収集して積極的に発信するため、ネットワークのセキュリティの強化及び高速化等に対応した情報基盤の整備・充実を図る。

また、文化財情報の計画的収集・整理・保管及びそれらの電子化の推進による文化財に関する専門的アーカイブの拡充を行うとともに、調査研究に基づく成果としてのデータベースの充実を図る。

(2) 文化財に関する調査・研究に基づく成果について、定期的な刊行物を平成17年度の実績以上刊行するとともに、公開講演会、現地説明会、国際シンポジウムの開催等により、積極的に公開・提供する。また、研究所の研究・

業務等を広報するためホームページの充実を図り、ホームページアクセス件数を前期中期計画期間の年度平均以上確保する。

(3) 黒田記念館、平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室、飛鳥資料館については、研究成果の公開施設としての役割を強化する観点から展示を充実させ、調査・研究成果の内容を広く一般に理解を深めてもらうことに資する。入館者数については、前期中期計画期間の年度平均以上確保する。

(4) 文化庁が行う平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の公開・活用事業に協力し、支援を実施する。また、宮跡等への来訪者に文化財に関する理解を深めてもらうため、解説ボランティア事業を運営するとともに、各種ボランティアに対して、活動機会・場所の提供等の支援を行う。

(5) 奈良県の「平城遷都1300年記念事業」にあわせ、平城京についてのこれまでの調査・研究成果を生かした展示・公開事業を行う。

(6) 文化財情報・研究成果などを広く公表すること等を通じて歴史・伝統文化に対する理解が深まるよう努める。

①ウェブサイト等自主媒体の活用及びマスメディアとの連携強化等により、広く国内 外に情報を発信する。

ウェブサイトのアクセス件数は年間の平均が前中期目標期間の年間平均の実績を上回ることとする。

②-1 収蔵品等の文化財その他関連する資料の情報について、永く後世に記録を残すために、デジタル化を推進し、文化財情報システム等により広く積極的に公開する。また、収蔵品等に関するデジタル化件数は、年間の平均が前中期目標期間の年間平均の実績を上回るようにする。

②-2 美術史・考古学・博物館学その他の関連諸学に関する基礎資料及び国内外の博物館等に関する情報及び資料について広く収集し、蓄積を図るとともに、レファレンス機能を充実させる。

7 地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上

我が国の文化財に関する調査・研究のナショナルセンターとして、これまでの調査・研究の成果を活かし、国・地方公共団体等に対する専門的・技術的な協力・助言を行うことにより、我が国全体の文化財の調査・研究の質的向上に寄与する。また、専門指導者層を対象とした研修等を行い、文化財保護に必要な人材を養成する。

(1) 地方公共団体や大学、研究機関との連携・協力体制を構築し、これらの機関が有する文化財に関する情報の収集、知見・技術の活用、本法人が行った調査・研究成果の発信等を通じて、文化財に対する協力・助言の円滑かつ積極的な実施を行う。

(2) 文化財に関する高度な研究成果をもとに、地方公共団体等で中核となる文化財担当者に埋蔵文化財に関する研修及び保存科学に関する保存担当学芸員研修を実施する。なお、参加者等に対するアンケート調査を行い、80%以上の満足度が得られるようにする。

また、東京藝術大学、京都大学、奈良女子大学との間での連携大学院教育を実施し、若手研究者の育成に寄与する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 職員の意識改革を図るとともに、収蔵品の安全性の確保及び入館者へのサービスの向上に考慮する。また、運営費交付金を充当して行う事業については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、業務の効率化を進め、さらに、外部委託の推進等により、中期 目標の期間中、毎事業年度につき新規に追加される業務、拡充業務分等を除き5年期間中一般管理費15%以上、業務経費5%以上の業務の効率化を図る。

さらに、法人統合のメリットも最大限に生かしつつ業務の効率化に務め、機構の業務運営に際しては、一般管理業務の本部への一元化、集約化等を図り、19年度一般管理

費(物件費)の10%相当を統合後5年間で削減を図る

具体的には下記の措置を講じる

(1) 共通的な事務の一元化による業務の効率化

(2) 使用資源の減少

・省エネルギー(5年期間中1年に1.03%の減少)

- ・廃棄物減量化（一般廃棄物排出量を5年期間中5%減少）
- ・リサイクルの推進

（3）施設有効使用の推進

- ・施設の利用推進

（4）民間委託の推進

- ・一般管理部門を含めた組織・業務の見直しを行い、民間開放をさらに積極的に進める。
- ・館の警備・清掃業務について民間委託を推進する。
- ・来館者サービスを中心に業務の見直しを行い、民間委託を積極的に進める

（5）競争入札の推進

- ・契約業者の競争を一層推進することにより、経費の効率化を図る。

2 外部有識者も含めた事業評価の在り方について適宜、検討を行いつつ、年1回以上事業評価を実施し、その結果は組織、事務、事業等の改善に反映させる。また、研修等を通じて職員の理解促進、意識や取り組みの改善を図っていく。

3 機構が管理する情報の安全性向上のため、必要な措置をとる。

4 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象から除く。また、削減対象の「人件費」の範囲は、各年度中に支給した報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額とし、退職金、福利厚生費は含まない。

その際、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた、地場賃金の適正な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与等への反映等に取り組む。

III 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

管理業務の効率化を図る観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

また、収入面に関しては、実績を勘案しつつ、税制措置も活用した寄付金などの外部資金、施設使用料等の財源の多様化を図り、法人全体として積極的に自己収入の増加に努めることにより、計画的な収支計画による運営を図る。

1 予算（中期計画の予算）

別紙のとおり

2 収支計画

別紙のとおり

3 資金計画

別紙のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、16億円

短期借入金が想定される理由は、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

V 重要な財産の処分等に関する計画

- ① 京都国立博物館新館の取り壊し予定。
- ② 奈良文化財研究所本館改築計画の実施に伴い取り壊し予定。

VI 剰余金の使途

決算において、剰余金が発生した時は、次の購入等に充てる。

- 1 文化財の購入・修理
- 2 調査・研究、出版事業の充実
- 3 展覧会の充実
- 4 入館者サービス、情報提供の質的向上
- 5 国際協力
- 6 老朽化対応のための施設設備の充実

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事計画に関する計画

(1) 方針

①国家公務員制度改革や類似独立行政法人等の人事・給与制度改革の動向を勘案しつつ、職員の能力や業績を適切に反映できる人事・給与制度を検討し、導入する。

②調査研究の機動的実施など研究を効率的かつ効果的に実施するため、任期付研究員制度を導入する。

③人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、非公務員化のメリットを活かした制度を活用する。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

(参考1)

1) 期初の常勤職員数	367人
2) 期末の常勤職員の見込み	355人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込額

14,343百万円

但し、上記の額は、役職員に対し支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額であり、退職金、福利厚生費を含まない。

- 2 別紙のと通りの施設整備に関する計画に沿った整備を推進する。

(1) 予算（中期計画の予算）

平成18年度～平成22年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	43,759
施設整備費補助金	22,707
展示事業等収入	5,545
受託収入	130
計	72,141
支 出	
管理経費	12,109
うち人件費	4,164
うち一般管理費	7,945
業務経費	37,195
うち人件費	13,216
うち調査研究事業費	7,240
うち情報公開事業費	803
うち研修事業費	113
うち国際研究協力事業費	1,573
うち展示出版事業費	818
うち展覧事業費	12,807
うち教育普及事業費	625
施設整備費	22,707
受託事業費	130
計	72,141

【人件費の見積り】

業務部門人件費 11,091百万円

管理部門人件費 3,252百万円

〔運営費交付金の算定方法〕

下記算定ルールに基づき算定。

〔運営費交付金の算定ルール〕

(1) 業務部門人件費

毎事業年度の業務部門人件費（P）については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = P(y-1) \times \alpha (\text{係数}) \times \sigma (\text{係数})$$

P(y) : 当該事業年度における業務部門人件費。P(y-1)は直前の事業年度におけるP(y)。

α : 効率化係数（業務部門人件費）。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における

具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当については、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

(2) 業務経費

毎事業年度の業務経費 (R) については、以下の数式により決定する。

$$R(y) = (R(y-1) - \varepsilon(y-1)) \times \beta (\text{係数}) \times \theta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) + \varepsilon(y)$$

R(y) : 当該事業年度における業務経費。R(y-1) は直前の事業年度における R(y)。

$\varepsilon(y)$: 特殊業務経費。新規施設の整備・竣工、政府主導による重点施策の実施、法令改正に伴い必要となる措置、事故の発生等の事由により時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。 $\varepsilon(y-1)$ は直前の事業年度における $\varepsilon(y)$ 。

β : 効率化係数 (業務経費)。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

θ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ : 業務政策係数。自己収入に係る支出を勘案し、また事業の進展により必要経費が大幅に変わることを勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な計数値を決定。

(3) 管理部門人件費

毎事業年度の管理部門人件費 (Pk) については、以下の数式により決定する。

$$P_k(y) = P_k(y-1) \times \delta (\text{係数}) \times \sigma (\text{係数})$$

Pk(y) : 当該事業年度における管理部門人件費。Pk(y-1) は直前の事業年度における Pk(y)。

δ : 効率化係数 (管理部門人件費)。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当については、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

(4) 一般管理費

毎事業年度の一般管理費 (Rk) については、以下の数式により決定する。

$$R_k(y) = R_k(y-1) \times \pi (\text{係数}) \times \theta (\text{係数})$$

Rk(y) : 当該事業年度における一般管理費。Rk(y-1) は直前の事業年度における Rk(y)。

π : 効率化係数 (一般管理費)。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

θ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(5) 自己収入

毎事業年度の自己収入 (受託研究を除く。) (E) の見積み額については、以下の数式により決定する。E(y) = E(y-1) × μ (係数)

E(y) : 当該事業年度における自己収入の見積み額。E(y-1) は直前の事業年度における E(y)。

μ : 収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(6) 運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金 (A) については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = P(y) + R(y) + P_k(y) + R_k(y) - E(y) \times \lambda (\text{係数}) - \nu (\text{統合効果})$$

A(y) : 当該事業年度における運営費交付金。

λ : 収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

・運営費交付金の見積りについては、中期計画期間中に、人件費（△5%（退職手当等を除く））、一般管理費（△15%）、業務経費（△5%）と仮定して試算。

・また、一般管理費（物件費）の10%相当を5ヶ年計画（23年度まで）により抑制することとし、中期計画期間中の各年度の削減額 ν （統合効果）を試算。

・人件費の見積りについては、 σ （人件費調整係数）は変動がないもの（±0%）として試算。

・ θ （消費者物価指数）は勘案せず、 γ （業務政策係数）を一律1として試算。

・自己収入の見積りについては、 μ （収入政策係数）は平成18年度予算額を基準として平成19年度以降は1%として試算。

・ λ （収入調整係数）は、一律1として試算。

・施設整備費補助金については、平成19年度以降の施設・設備整備計画に基づき試算。

(2) 収支計画

平成18年度～平成22年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	42,667
経常経費	42,667
管理経費	9,898
うち人件費	4,164
うち一般管理費	5,734
業務経費	30,522
うち人件費	13,216
うち調査研究事業費	5,225
うち情報公開事業費	580
うち研修事業費	82
うち国際研究協力事業費	1,135
うち展示出版事業費	590
うち展覧事業費	9,243
うち教育普及事業費	451
受託事業費	130
減価償却費	2,117
収益の部	42,667
運営費交付金収益	34,875
展示事業等の収入	5,545
受託収入等	130
資産見返運営費交付金戻入	433
資産見返物品受贈額戻入	1,684

(3) 資金計画

平成18年度～平成22年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	72,141
業務活動による支出	40,550
投資活動による支出	31,591
資金収入	72,141
業務活動による収入	49,434
運営費交付金による収入	43,759
展示事業等による収入	5,545
受託収入	130
投資活動による収入	22,707
施設整備費補助金による収入	22,707

施設・設備に関する計画

施設・整備の内容	予定額 (単位:百万円)	財 源
東京国立博物館 東洋館耐震補強等改修工事	3,239	施設整備費補助金
京都国立博物館 平常展示館建替工事 (19年度～23年度)	15,473	施設整備費補助金
奈良国立博物館 西新館免震陳列ケース新設	500	施設整備費補助金
文化財最先端研究設備整備	26	施設整備費補助金
奈良文化財研究所 本館改築(20年度～25年度)	3,469	施設整備費補助金

(脚注)

金額については見込みである。

また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。

8. 平成20年度独立行政法人国立文化財機構に係る年度計画

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十一条の規定により、平成19年4月1日付け19庁財第4号で認可を受けた独立行政法人国立文化財機構中期計画に基づき、平成20年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 歴史・伝統文化の保存と継承の中心的拠点としての収蔵品の整備と、次代への継承

(1)-1 適時適切な収集

各館の収集方針に沿って、鑑査会議等で収集案を作成し、外部有識者からなる買取協議会の意見を踏まえて収集する。また、文化財の散逸や海外流出を防ぐため、内外の研究者、学芸員、古美術商等との連携を図り、迅速かつ確かな情報収集にも努め、それらを収集活動に効果的に反映していくよう取り計らう。

（東京国立博物館）

日本を中心として広く東洋諸地域の文化の体系的陳列を目指し、絵画、書跡、彫刻、工芸、考古、歴史資料の中から重点的に購入する。

（京都国立博物館）

京都文化を中心とした絵画、彫刻、書跡、陶磁器、染織品、漆工芸品、金工品、考古資料、歴史資料の中から重点的に購入する。

（奈良国立博物館）

仏画、仏像、経典・仏教関係書跡等、仏教工芸、仏教考古資料の中から重点的に購入する。

（九州国立博物館）

日本とアジア諸国との文化交流を中心とした美術、考古及び歴史・民族資料等の中から重点的に購入する。

(1)-2 寄贈・寄託品の受け入れ及びその積極的活用

寄贈品及び寄託品の受け入れについては、文化庁とも連携を図り、登録美術品制度の活用や、相続税の猶予措置の創設を手始めとする税制面での環境整備を進めるなど、積極的に働きかける。

（東京国立博物館）

平常展に必要な文化財の寄贈を受け入れる。併せて、継続的寄託及び新規寄託に努力し、寄託品数2,400件を目標とする。

（京都国立博物館）

平常展に必要な文化財の寄贈を受け入れる。併せて、継続的寄託及び新規寄託に努力し、寄託品数6,000件を目標とする。

（奈良国立博物館）

平常展に必要な文化財の寄贈を受け入れる。併せて、継続的寄託及び新規寄託に努力し、寄託品数2,060件を目標とする。

（九州国立博物館）

文化交流展示に必要な文化財の寄贈を受け入れる。併せて、継続的寄託及び新規寄託に努力し、寄託品数350件を目標とする。

(2)-1 収蔵品の管理・保存

収蔵品の適正な管理に努めるとともに、耐震対策を計画的かつ速やかに実施し、保存・活用のための環境整備を図る。

（東京国立博物館）

1) 本館収蔵庫の整備計画を作成しつつ、既存収蔵庫のセキュリティ強化、環境改善の工事を実施する。

2) 列品存在確認作業（棚卸）を継続して計画的に実施する。

3) 歴史資料・和書・古写真・ガラス乾板等の旧資料部関係品を整理し、列品として編入するための作業を進める。

4) 収蔵品の保存と展示に関する環境について全館的視野にたつて調査研究を進め、環境データの解析・蓄積を行う。

5) 収蔵品の生物被害を防止するため、統合的有害生物防除管理手法の徹底を図る。

6) 展示場及び収蔵庫における地震対策の再検討と改善を図る。

(京都国立博物館)

1) 平常展示館建替事業(百年記念館(仮称))の一環として建設された東収蔵庫を活用し、収蔵品の保存環境の充実を図る。

2) 特別展示館(重要文化財 旧帝国京都博物館本館)の耐震調査の結果を基に、地震対策を具体的に検討する。

(奈良国立博物館)

1) 文化財保存修理所を円滑に運用するため、文化財の積極的保存を図る。

2) 収蔵庫及び展示場の適正な温湿度管理の徹底を図る。

3) 本館及び仏教美術資料研究センターの耐震対策を検討する。

(九州国立博物館)

1) I P M(総合的有害生物管理)による文化財の生物被害防止を引き続き図る。

2) 全館的視野にたつた陳列品の展示・保存環境に係る調査研究を進め、環境データの蓄積・解析を行う。

3) 博物館科学・保存修復諸室を円滑に運用し、文化財の積極的保存を図る。

(2)-2 保存環境の調査研究の実施

保存カルテの作成及び空調稼働時と休止時の変化が文化財の保管状況に与える影響の調査研究を進める。

(東京国立博物館)

1) 美術、工芸、考古、歴史資料及び民族資料の保存カルテを年500件程度作成する。

2) 収蔵庫、展示室の温湿度、汚染気体など保存環境に関する年次報告を整備する。

3) 輸送中の文化財に生じる振動及び衝撃に関する計測と調査を実施する。

(京都国立博物館)

収蔵品の保存カルテを年100件程度順次作成する。

(奈良国立博物館)

収蔵品の保存カルテを年100件程度作成する。

(九州国立博物館)

1) 収蔵品の保存カルテを年200件程度作成する。

2) 館内の温湿度・空気質など保存環境に関するデータを蓄積する。

(3)-1 収蔵品の修理

修理、保存処理を要する収蔵品等については、外部の専門家等との連携の下、緊急性の高い収蔵品から順次、計画的に修理する。

(東京国立博物館)

1) 引き続き国宝・重要文化財の中長期修理計画を策定する。

2) 作品の応急修理に積極的に取り組み、劣化の予防に努め、70件程度の本格修理を実施する。

3) 保存修復関係資料(前年度修理実施分)のデータベース化を図る。(70件程度)

(京都国立博物館)

1) 修理が必要な収蔵品のうち、緊急性の高いものについて修理する。(10件程度)

2) 文化財保存修理所修復資料のデータベース化を図る。(250件程度)

(奈良国立博物館)

1) 修理が必要な収蔵品のうち、緊急性の高いものについて修理する。(4件程度)

2) 文化財保存修理所の積極的活用を図る。

3) 修理資料のデータベース化の調査を実施する。

(九州国立博物館)

- 1) 文化交流展示室に陳列するために必要な文化財のうち、緊急性の高いものについて修理する。(15 件程度)
- 2) 博物館科学・保存修復諸室の積極的活用を図る。
- 3) 修理資料のデータベース化の調査を実施する。

(3)-2 科学的な技術を取り入れた修理

伝統的な修理技術とともに科学的な保存技術を取り入れた修理を実施する。

(東京国立博物館)

- 1) 紙本作品について、繊維同定を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。
- 2) 修理前あるいは修理中に、蛍光X線分析、X線透過撮影などの光学的調査を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。

(京都国立博物館)

- 1) 紙本作品について、繊維同定を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。
- 2) 修理前あるいは修理中に、X線透過撮影などの光学的調査を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。

(奈良国立博物館)

- 1) 紙本作品について、繊維同定を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。
- 2) 修理前あるいは修理中に、X線透過撮影などの光学的調査を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。

3) 古墳出土の甲冑片、武具等鉄製品のX線撮影及び実測図作成を順次進め、材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。

(九州国立博物館)

- 1) 紙本作品について、繊維同定を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。
- 2) 修理前あるいは修理中に、顕微鏡、デジタルスコープによる観察を行い、蛍光X線分析、X線回折、X線透過撮影などの光学的調査を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。

2 文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信

(1) 展示の充実

東京、京都、奈良、九州4館の特色を生かし、再度、国立博物館を訪れたいとなるような魅力ある平常展や特別展を実施する。

① 平常展

展観事業の中核と位置づけ、特集陳列等の充実を図る。また、作品キャプションについては全てに英語訳を付するとともに、時代背景等をわかりやすく伝えるために展示テーマごとの解説の充実を図り、その外国語訳に努める。

(東京国立博物館)

ア 定期的な陳列替の実施(年200回程度)

イ 陳列総件数 約6,000件

ウ 東洋館平常展のリニューアルを引き続き検討する。

エ 本館「日本美術の流れ」をはじめとする日本美術関係の展示、平成館の日本考古展示の更なる充実を図る。本年度は考古展示に重点を置く。

オ 外国語パンフレットをより充実したものにする。

1) 特集陳列

20年度は例年より多くの特別展を実施するため、例年以上に特別展にマンパワーを割かなければならないが、その中でできるだけ多くの特集陳列を実施する。

○新収品

・平成19年度新収品(6月17日～7月13日)

○日本美術

- ・アイヌと生業(4月1日～6月29日)
- ・高麗茶碗(4月8日～7月27日)
- ・那智山(7月29日～11月16日)
- ・琉球の工芸(7月1日～9月28日)
- ・彦根更紗と明のやきもの(9月9日～10月19日)
- ・北方民族の祈り(9月30日～21年1月4日)
- ・仮面(9月17日～10月26日)
- ・キリシタン(10月7日～11月16日)
- ・高野コレクション(10月28日～12月7日)
- ・装飾料紙と鑑賞料紙(11月5日～12月14日)
- ・自在(11月18日～21年2月1日)
- ・博物館に初もうで(21年1月2日～1月25日)
- ・アイヌの文様(21年1月6日～3月29日)
- ・お雛様と人形(21年2月3日～3月15日)
- ・画家と書(21年2月10日～3月22日)
- ・黒田清輝の作品Ⅰ(21年3月3日～4月12日)
- 考古相互貸借
 - ・考古相互貸借(仮称)(12月16日～21年2月8日)
- 歴史資料
 - ・博物館図譜－日本の研究の展開－(4月1日～5月25日)
 - ・シリーズ日本を歩く－奥羽・東北－(5月27日～6月29日)
 - ・古写真－古美術の記録－(7月8日～8月3日)
 - ・医学(8月5日～9月15日)
 - ・災害－博物館と震災－(9月17日～10月26日)
 - ・世界への扉－東京国立博物館の洋書コレクション(10月28日～12月7日)
 - ・文化財の保護(12月9日～21年1月25日)
 - ・博物館の歴史－書籍館旧蔵本を中心に－(21年1月27日～3月15日)
- 東洋美術
 - ・山本達郎氏寄贈の東南アジア彫刻コレクション(20年2月13日～5月6日)
 - ・西アジア 遊牧民の染織(20年2月13日～5月6日)
 - ・特集陳列 端物切本帳(20年2月13日～5月6日)
 - ・蘭亭叙(20年3月4日～5月6日)
 - ・封泥(20年3月4日～6月1日)
 - ・蒔罽安南陶(5月8日～7月27日)
 - ・インドネシアの衣服とミナンカバウ族の礼装用衣服(5月8日～7月27日)
 - ・「名物裂」にみる文様Ⅰ－牡丹唐草文様の変遷－(5月8日～7月27日)
 - ・市河米庵コレクション(7月8日～9月7日)
 - ・ワヤン(7月29日～10月19日)
 - ・「名物裂」にみる文様Ⅱ－禽獣文－(7月29日～10月19日)
 - ・朝鮮のうちわ(8月26日～10月5日)
 - ・漢・北朝の俑(9月2日～11月30日)
 - ・中国書画精華(9月9日～11月3日)
 - ・ベトナム染付(10月21日～21年1月12日)
 - ・「名物裂」にみる文様Ⅲ－宝尽し文－(10月21日～21年1月12日)

- ・特集古代の輝きペルシャのガラス(11月18日～21年4月5日)
- ・古代中国の貨幣(12月2日～21年3月1日)
- ・インド細密画(21年1月14日～4月5日)
- ・「名物裂」にみる文様Ⅳ—幾何学文と縞—(21年1月14日～4月5日)
- ・ペルーの土器(21年1月27日～4月26日)
- ・中国の青銅鏡(21年3月3日～5月31日)

○保存科学

- ・保存修復展(21年2月17日～3月29日)

○親と子のギャラリー

- ・博物館の水族館(6月25日～8月31日)

○その他企画

- ・「博物館に初もうで」(21年1月2日～1月25日)

2) 東京文化財研究所関係企画

- ・海外所在の日本美術品修復(5月12日～5月25日)

3) 文化庁関係企画

- ・「平成20年新指定 国宝・重要文化財」(仮称)(4月22日～5月6日)

平成20年(2008)に新たに国宝・重要文化財に指定される文化財を展示する。

(京都国立博物館)

平常展示館は建替のため12月に閉館するが、その中でもできるだけ多くの収蔵品を観覧できる機会を提供する。

ア 定期的な陳列替の実施(年18回程度)

イ 陳列総件数 約650件

ウ 時機に応じた京都文化を中心とした独創的な特集陳列を企画し、実施する。

エ 活発な収集を通じ、常に新しい資料の発掘に努め、平常展の充実を図る。

オ 特集陳列

京都文化の真髄を伝える宮廷・古社寺伝来の文化財を中心に展示する。

- ・「平安時代の考古遺物—源氏物語の時代—」(4月2日～6月29日)
- ・「新収品展」(5月21日～6月22日)
- ・「杉本哲郎 アジャント・シーギリヤ壁画模写—70年目の衝撃—」(6月25日～7月27日)
- ・「坂本龍馬」(7月23日～8月31日)

カ 特別公開

- ・「修理完成記念 山形・熊野神社の神像」(4月2日～6月29日)

(奈良国立博物館)

ア 定期的な陳列替の実施(年15回程度)

イ 陳列総件数 約800件

ウ 活発な収集と新しい資料の発掘により平常展の充実を図る。

- ・西新館 考古・絵画・書跡・工芸部門の平常展示
- ・本館(1～13室)彫刻部門の平常展示
- ・本館(14室・15室)中国青銅器の平常展示
- ・「注目の逸品」を適時選定する。

エ 特別陳列により平常展の充実を図る。

独創的な研究テーマ及び地域に密着した研究テーマによる特別陳列の充実

- ・「おん祭と春日信仰の美術」(12月6日～21年1月18日)
- ・「お水取り」(21年2月7日～3月15日)

(九州国立博物館)

ア 定期的な陳列替の実施（年100回程度）

イ 陳列総件数 約1,200件

ウ 平常（文化交流）展の部分的なリニューアルによって充実を図る

・関連展示室8「かね・すず・たいこ」内を改造し、民俗仮面を中心とした展示として来館者に新鮮な展示を提供する。

・関連展示室11「多彩な江戸文化」の部屋を1室に改造し、広い展示室の特徴を生かしたテーマ性を持った展示を行う。

エ 特集陳列により、独創的なテーマおよび地域に密着したテーマを掘り下げる（日程はいずれも予定）。

- ・「観音変相図」展（関連展示室11 8月5日～9月15日）
- ・「琉球」展（関連展示室11 9月17日～10月26日）
- ・「文書」展（関連展示室11 11月28日～12月7日）
- ・「長崎と川原慶賀」展（関連展示室11 12月2日～21年1月18日）
- ・「模写と再現文化財」展（関連展示室11 12月2日～21年1月18日）
- ・「修理仏画御披露目陳列（仮称）」（関連展示室11 21年1月20日～3月1日）
- ・「屏風」展（関連展示室11 21年3月3日～4月12日）
- ・「修理報告」展（関連展示室9 5月13日～6月22日）
- ・「新たな国民のたから」展（関連展示室9 6月24日～7月20日）
- ・「ベトナム陶磁」展（関連展示室9 9月1日～12月7日）
- ・「よみがえる弥生都市」展（関連展示室3 8月20日～11月16日）
- ・「早川和子原画」展（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲテーマ展示ケース前 9月1日～10月13日）
- ・「あおり縄文まほろば」展（関連展示室3 11月22日～21年1月18日）
- ・「奴国の南-九大筑紫地区の埋蔵文化財-」（関連展示室3 21年1月20日～2月20日）

オ 他国語対応のガイドブックの作成

- ・英語・中国語・韓国語版の文化交流展示室のガイドブックを作成する。

②特別展

（国立文化財機構 担当：東京国立博物館、奈良国立博物館）

海外展「聖なる山の寺宝 醍醐寺・日本密教の僧院」（4月25日～8月24日）

会場：ドイツ連邦共和国国立芸術展覧会ホール（ボン）（法人主催、東京国立博物館、奈良国立博物館実施）

1,100年余りに及ぶ長い歴史を持つ真言密教の寺である醍醐寺に焦点をあて、絵画、書跡、彫刻、工芸といった多様な分野にわたる代表的な寺宝230点余りを選定してドイツ・ボンにおいて展示する。これにより、日本仏教ないし密教の歴史と多様な日本仏教美術の姿を広くヨーロッパの人々に紹介し、日本の古代文化の優れた一面を理解いただくとするものである。

（東京国立博物館）

目標入場者数 101万人

ア 平城遷都1300年記念「薬師寺展」（20年3月25日～6月8日）

目標入場者数40万人

薬師寺は、天武9年（680）、天武天皇によって創建された由緒ある大和の古寺で、平成10年（1998）には、ユネスコの世界遺産リストに登録された。本展では、日本仏教彫刻史上の最高傑作のひとつといわれる国宝の日光・月光両菩薩立像をはじめ、薬師寺に長い間伝えられてきた貴重な文化財を紹介し、日本古代の仏教美術の特質を展観する。

イ 日仏交流150周年記念 オルセー美術館コレクション特別展「フランスが夢見た日本—陶器に写した北斎、広重」（7月1日～8月3日）目標入場者数5万人

19世紀のフランスにおいては、「ジャポニスム」の隆盛にともない、北斎や広重などの絵画をモチーフとしたテーブルウェア「ルソー」と「ランペール」が制作され、当時高く評価された。今回、日仏修好150年という記念すべ

き機会に、オルセー美術館が所蔵する「ルソー」と「ランベール」の貴重なコレクションを公開し、日本とフランスの芸術文化と産業の交流を顕彰する。

ウ 創刊記念『國華』120周年・朝日新聞130周年 特別展「対決—巨匠たちの日本美術」（7月8日～8月17日）
目標入場者数12万人

運慶・快慶、雪舟・雪村、永徳・等伯、宗達・光琳、仁清・乾山、円空・木喰、応挙・蘆雪、若冲・蕭白、大雅・蕪村、歌麿・写楽、大観・鉄斎など、日本美術史上に大きな足跡を残した巨匠・名匠の名作を、それぞれ同時代の好対照・好敵手・師弟継承が対になるように組み合わせ展示する。かつてない展示構成によって、名だたる巨匠の名品を一堂に会し、日本美術に対する新たな認識を広く喚起する機会とする。

エ スリランカの文化遺産展（仮称）（9月17日～11月30日〈予定〉） 目標入場者数10万人 スリランカは2,000年以上の歴史を誇る島国で、数多くの仏教遺跡や仏像など、豊かな文化遺産が保存されている。本展では、スリランカの仏教文化の粋を示す仏像や仏教工芸など、約140件を展示し、世界遺産に指定されているスリランカの遺跡や美しい自然をあわせて紹介しながら、スリランカ文化の精華を日本において初めて本格的に紹介する。

オ 尾形光琳生誕350周年記念「大琳派展—継承と変奏—」（10月7日～11月16日）
目標入場者数14万人

尾形光琳の生誕350年を記念し、光悦・宗達・光琳・乾山・抱一・其一の6人を中心に、絵画、書跡、工芸など、内外の琳派の優品を一堂に集め、個性豊かな琳派の世界を紹介する。これにより、琳派の系譜と各作家の独自性を具体的に検証し、およそ百年ごとに花開いた琳派芸術の特色とその意義についても明らかにしたい。

カ 慶應義塾創立150年記念展「未来をひらく福澤諭吉—異端と先導—」（仮称）（21年1月10日～3月8日）
目標入場者数10万人

慶應義塾は平成20年に創立150年を迎える。これを機として、日本の近代化・国際化に貢献した思想家・文化人である創立者福澤諭吉の多方面にわたる活動と、近代的学塾としての道を開拓した慶應義塾の歴史について、各種の資料や美術作品等によって概観しながら、日本の近代化の足跡をたどる。

キ 開山無相大師650年遠諱記念 特別展「妙心寺」（仮称）（21年1月20日～3月1日）
目標入場者数10万人

妙心寺は、延元2年（1337）、花園法皇が、関山慧玄（1277～1360、諡号・無相大師）に自らの離宮を賜り、禅寺として創建させたことに始まる。本展では、妙心寺に伝わる

名僧たちの墨跡や頂相・袈裟、妙心寺を外護した諸大名の肖像、中世以来妙心寺に伝来する唐物・唐絵、室町時代から江戸時代にいたる各時期の障壁画などの名宝を展示し、妙心寺の歴史と文化について紹介する。

ク 海外展 東京国立博物館所蔵名品展「サムライ—日本の武家の宝物」（仮称）（5月23日～7月16日）会場：ロシア連邦クレムリン博物館（モスクワ）

東京国立博物館が収蔵する日本美術の優品約70件により、日本の武家文化を紹介する。当館のコレクションがまとまった形でロシアにおいて紹介されるのはこれが初めてのことであり、ロシアの人々に優れた日本の古美術品に親しんでいただく機会とする。モスクワ・クレムリン博物館群創立200周年記念として、世界の主要美術館の収蔵品を紹介する特別展シリーズ「世界のロイヤルコレクション」の一つ。

（京都国立博物館）

目標入場者数 11万人

ア 「没後120年記念 絵画の冒険者 暁斎 kyosai —近代へ架ける橋—」（4月8日～5月11日）

目標入場者数 3万人

河鍋暁斎没後120年を記念し、初期から晩年にいたる暁斎の重要作品を選びすぐって紹介する。

イ 「Japan 蒔絵—宮殿を飾る 東洋の燦めき—」（10月18日～12月7日）

目標入場者数 5万人

マリー・アントワネットのコレクションをはじめ、ヨーロッパの宮殿に伝わった数々の名品によって、日本の蒔絵のもうひとつの歴史を概観する。

ウ 「京都御所の至宝」（仮称）（1月10日～2月22日）

目標入場者数 3 万人

天皇陛下の御即位20 年を記念して、京都御所ゆかりの、雅な宮廷生活を彩った美術品の数々を一挙に公開する。

エ「開山無相大師650 年遠諱記念 妙心寺」(21 年3 月24 日～5 月10 日)

妙心寺は、延元2 年(1337)、花園法皇が、関山慧玄(1277～1360、諡号・無相大師)に自らの離宮を賜り、禅寺として創建させたことに始まる。本展では、妙心寺に伝わる名僧たちの墨跡や頂相・袈裟、妙心寺を外護した諸大名の肖像、中世以来妙心寺に伝来する唐物・唐絵、室町時代から江戸時代にいたる各時期の障壁画などの名宝を展示し、妙心寺の歴史と文化について紹介する。

(奈良国立博物館)

目標入場者数 28万人

ア「天馬 ―シルクロードを翔ける夢の馬―」(4月5日～6月1日)

目標入場者数 3万人

天馬の伝説に焦点をあて、ギリシャ・ローマから西アジア、中国、日本へとシルクロードでつながる古代文化の東西交流の様相を紹介する。

イ「国宝 法隆寺金堂展」(6月14日～7月21日)

目標入場者数 4万人

世界遺産に登録された法隆寺の金堂須弥壇改修にあわせ、金堂内の諸尊像ほかを一室に公開する。

ウ「西国三十三所 一観音霊場の祈りと美」(8月1日～9月28日)

目標入場者数 3万人

歴史ある各霊場に伝えられた宝物の数々を開陳し、西国三十三所の歴史と信仰の遺産や信仰に基づく美の世界を展示する。

エ「第60回正倉院展」(予定)

目標入場者数 18万人

奈良時代の優れた文化財を鑑賞するまたとない機会として、正倉院に保管される聖武天皇御遺愛の品々や、東大寺大仏開眼会で用いられた法具・調度・楽器などの宝物から約70数件を借り受け、公開展示する。

(九州国立博物館)

目標入場者数 33万人

ア「国宝 大絵巻展 京都国立博物館所蔵・寄託の名宝一挙大公開」(20年3月22日～6月1日)

目標入場者数 10万人

京都国立博物館の企画協力により、同館の所蔵品および寄託品のうち平安時代から室町時代にいたる国宝・重文の絵巻を一室に集め、独特の表現手法をもつ日本の美術と文学の織りなす魅力的な物語絵巻の世界を紹介する。

イ「東大から宝物がやってくる展」(仮称)(7月12日～8月24日)(予定)

目標入場者数 5万人

100年を超える歴史を持つ東京大学史料編纂所の歴史史料は国宝島津家文書、重要文化財13件をはじめ、その点数は25 万点を超える。南九州を支配した島津家と薩摩藩の紹介、海外に対する窓口であった九州の対外交流史料、教科書にも登場する数多くの東大の宝物を展示する。

ウ「国宝 天神さま―菅原道真の時代と天満宮の至宝―」(9月23日～11月30日)

目標入場者数 10万人

「天神さま」こと菅原道真は、類い希なる才能と波乱に満ちた生涯から、「詩文の神」「学問の神」として人々の信仰を集め、日本人にもっとも親しまれている神様といえよう。本展覧会は、天神信仰の美術だけでなく、菅原道真が生きた時代と天神信仰のひろがりを総合的に紹介した展覧会である。国宝・北野天神縁起絵巻をはじめ、多くの国宝・重要文化財を含む全国の天満宮の至宝や道真ゆかりの品々が、道真終焉の地「大宰府」に会する。

エ「工芸のいま ―九州・沖縄の伝統工芸―」(仮称)(21年1月1日～3月15日)(予定)

目標入場者数 8万人

日本工芸会西部支部に属する伝統工芸作家の代表作品を集め、九州・沖縄の工芸の現状と今後の展望を示す展

覧会。九州・沖縄の伝統工芸に関連した人間国宝の作品もあわせて展示する。

③展覧会広報活動の取り組み

法人としての広報活動を展開する。

- ・法人概要、年報を作成する。
- ・法人ウェブサイトを活用する。

(東京国立博物館)

平常展の活性化に重点をおいた広報活動を行う。

- 1) 「東京国立博物館ニュース」の発行・配付(年6回)
- 2) ウェブサイトのリニューアル及びウェブサイトによる情報提供(更新年300回以上)
- 3) 広報・宣伝制作物の企画・制作・配布等
- 4) 年間スケジュールリーフレットの制作・配付
- 5) 「総合案内パンフレット」(7か国語)「フロアガイド」(4か国語)等パンフレットの制作・配付
- 6) マスコミ媒体と連携した広報活動の展開
- 7) 電子メールマガジンの配信
- 8) 携帯サイトの開発を検討する

(京都国立博物館)

- 1) 「博物館だより」の発行・配布(年4回)
- 2) 「News Letter」(英文)の発行・配布(年4回)
- 3) 年間スケジュールリーフレット「催事案内」の発行・配布
- 4) 特集陳列チラシの作成・配布
- 5) ウェブサイトによる情報提供(日本語、英語)(常時更新)
- 6) モバイルサイトによる情報提供(常時更新)
- 7) 「展示案内」リーフレット(6か国語)の作成・配布
- 8) マスコミ媒体と連携した広報活動の展開
- 9) メールマガジンの配信

(奈良国立博物館)

- 1) 平常展の魅力に重点化した博物館だよりを発行する。(年4回)
- 2) 電子メールサービスによる展覧会及びイベント情報の発信。
- 3) メディア及び公共交通機関との協力による広報の充実を図る。
- 4) 年間スケジュールリーフレット「展示案内」の発行・配布
- 5) 特集陳列チラシの作成・配布
- 6) ウェブサイトのリニューアルを行い、情報提供機能の強化を図る。
- 7) 館内配置図リーフレット(7か国語)の作成・配布。
- 8) マスコミ媒体と連携した広報活動の展開を図る。
- 9) 地元の自治体・商工団体・観光団体等と連携した広報活動の展開を図る。
- 10) 液晶ディスプレイによる情報提供を行う。

(九州国立博物館)

1) 文化交流展室の展示ストーリーを、日本文化にはじめて接する海外の来館者にも理解しやすいような、外国語のパンフレットまたはガイドブックを刊行する。

- 2) 特別展の実施に伴う広報・宣伝材料の制作
- 3) マスコミ媒体と連携した広報活動の展開
- 4) 「九州国立博物館季刊情報誌アジアーヂュ」の発行(年4回)
- 5) 現在はもちろん過去や将来の展示リストを検索・紹介し、新鮮な展示情報を情報発信するためのウェブデータベースを公開し、常時更新する。

6) 地元の自治体・商工団体・観光団体等と連携した広報活動の展開

7) 九州観光推進機構を通じた海外への広報・営業活動の展開

④黒田記念館所蔵作品の公開機会拡大

(東京国立博物館)

黒田記念館での展示の他、東京国立博物館本館において特集陳列「黒田記念館 黒田清輝の作品」を、東京藝術大学美術館と共催で開催(21年3月3日～4月12日)し、所蔵作品の公開機会を拡大する。

(2) 日本の歴史・伝統文化及び東洋文化の理解促進

日本の歴史・伝統文化及び東洋文化の理解促進を図り、国立博物館としてふさわしい教育普及事業に重点化する。

① 学習機会の提供

(東京国立博物館)

1) ナショナルセンターとして日本の歴史・文化及び東洋文化の理解促進を図るための教育普及の先導的事業を実施する。

表慶館は特別展で使用するため、本館20室を教育普及スペース「みどりのライオン」と位置づけ、適宜、小講堂等も活用し、内容に応じた環境を設定しながら事業を展開する。

- ・特集陳列「博物図譜」(4月1日～5月25日) 関連ハンズオン体験コーナー・申込制ワークショップ
- ・親と子のギャラリー「博物館の水族館」(6月25日～8月31日) 関連申込制ワークショップ
- ・特集陳列「彦根更紗と景徳鎮」(9月9日～10月19日) 関連ハンズオン体験コーナー
- ・特集陳列「装飾料紙と鑑賞料紙」(11月5日～12月14日) 関連申込制ワークショップなど

2) 学校との連携事業を推進する。

- ・スクールプログラム(鑑賞支援・体験型プログラム等)の実施(小・中・高等学校)
- ・インターンシップの実施(大学)
- ・東京藝術大学との連携事業を継続して実施する。
- ・キャンパスメンバーズ(大学会員制度)による大学との連携を継続して実施する。
- ・全国高等学校美術・工芸教育研究会との連携事業の実施
- ・教員鑑賞会・ガイダンスの実施(小・中・高等学校)

3) 文化財を分かりやすく理解するための講座・講演会等を実施する。

4) 教育普及イベント

文化財を分かりやすく理解するため、平常展を題材にした教育普及イベントを実施する。

- ・特集陳列「ワヤン」(7月29日～10月18日)に伴い、ワヤン公演を予定。

5) 列品解説・月例講演会・テーマ講演会・連続講座等を実施する。

6) より幅広い層に文化財に親しむ機会を提供するため、金曜夜間開館時を利用した列品解説、セミナー、教育イベント、ワークショップなどを開催する。

(京都国立博物館)

1) 既刊の博物館ディクショナリーをウェブサイトに掲載し、充実を図る。

2) 教員及び外国人からモニターを委嘱し、提言を受けるとともに学校教育への博物館利用を図る。

3) 展示・収蔵品に関連する土曜講座を開催する。

4) 夏期講座を開催する。

5) 京都大学大学院人間・環境学研究科の歴史文化社会論講座を担当する。

6) 京都橘大学との連携事業を継続して実施する。

7) キャンパスメンバーズ(大学会員制度)を継続し、大学との連携を図る。

(奈良国立博物館)

1) 奈良県内小中学校220校にメールマガジンを配信する。

2) 奈良市内小学校5年生を対象に生涯学習授業を実施する。

- 3) 教員向けの講座を開き博物館理解促進を図る。
 - 4) 展示品に関するサンデートークを随時実施する。
 - 5) 特別展等に際してシンポジウム及び講座を開催する。
 - 6) 夏期講座を開催する。
 - 7) 特別陳列に因み、伝統的行事を体験する催しを実施する。
 - 8) 放送大学の面接授業を実施する。(約150名)
 - 9) 奈良女子大学及び神戸大学との連携講座を継続して実施する。
 - 10) キャンパスメンバーズ(大学会員制度)を拡充し、大学との連携を図る。
(九州国立博物館)
 - 1) 博物館における体験型事業の充実を図る。
 - ・教育普及ゾーンで活用する様々な教育キットの開発
 - ・幅広い層に向け体験活動の促進を図るため、教育活動の場を提供
 - ・博物館科学施設等において、博物館の諸活動を体験できるプログラムの開発
 - ・アジア諸国の文化を理解する様々な体験学習プログラムの開発
 - 2) 九州大学との共同研究の成果に基づき、平常展を利用して来館者のニーズに合った情報提供を行うためのPDA(携帯情報端末)によるプログラムを研究・開発する。
 - 3) 学校教育との連携事業を実施する。
 - ・ジュニア学芸員(高校生)事業の実施
 - ・博物館活用の促進を図るため、教員研修の場の設置
 - ・博物館の理解促進を図るため、社会体験活動の場の設置
 - ・学校貸出キット「きゅうぱっく」の貸し出しを実施する。
 - 4) シンポジウムを開催する。
 - 5) 特別展記念講演会を開催する。
 - 6) 文化交流展、特別展に関連した教育普及事業を実施する。
 - 7) ギャラリートークを随時実施する。
 - 8) 文化施設等へ講師を派遣する。
 - 9) 特別展の内容に親しみをもたせ、より良く理解するためのワークショップを開催するとともに、文化交流展示の内容とも連携した事業展開を行う。
 - 10) 近隣大学等と文化財保存技術および展示・教育普及に関する共同研究を計画する。
 - 11) 放送大学の面接授業を実施する。(5人)
 - 12) キャンパスメンバーズ(大学会員制度)による大学等との連携を継続して実施する。
 - 13) 博物館実習生の受け入れを実施する。
 - 14) インターンシップによる研修生の受け入れを実施する。
- ②-1 ボランティア活動の支援
(東京国立博物館)
- 1) 各種教育普及事業の補助活動の充実を図る。
 - 2) ボランティア自身による自主的な企画立案による活動の充実を図る。
 - 3) 各種解説ツアーを実施する。
(京都国立博物館)
 - 1) 大学(京都橘大学)との学術交流による解説ボランティアを実施する。
 - 2) 調査研究ボランティアを募集し、各種事業活動の充実を進める。
(奈良国立博物館)
 - 1) ボランティアを受け入れ、展示解説、インフォメーション、学習普及事業補助等の充実を図る。
 - 2) ボランティアに対する指導助言体制を充実するとともにボランティアに対する研修の充実を図る。

3) ボランティア同士のグループ別学習の充実を図る。

(九州国立博物館)

1) ボランティアを受け入れ、展示解説部会、教育普及部会、館内案内部会（日本語、英語、中国語、韓国語）、環境部会、イベント部会、資料整理部会、サポート部会、学生部会の充実を図る。

2) ボランティアに対し継続的な基礎研修・専門研修を実施する。

3) ボランティア同士のグループ別学習の充実を図る。

②-2 博物館支援者の増加

企業との連携及び「友の会」活動の活性化を図る。

1) 「友の会」等の会員制度によるリピーターの養成に努める。

2) 「友の会」会員を対象とした事業を実施する。

3) 企業等と連携し、広報活動やイベントによる博物館の認知度向上に努める。

4) 公共交通機関等とのタイアップによる広報の充実を図る。

(東京国立博物館)

1) 賛助会員制度の継続・拡充を図る。

2) 地域、企業との連携・拡充を図る。

(京都国立博物館)

1) 支援団体が行う文化財の鑑賞会・見学会等に協力する。

2) 企業等との連携により、施設を活用したイベントの実施及び広報活動の充実を図る。

(奈良国立博物館)

1) 賛助会員制度の見直し・拡充を図る。

2) 地域、企業との連携・拡充を図る。

(九州国立博物館)

1) 賛助会員制度を設置し、会員の獲得に努める。

2) 財団や近隣地域等と連携したイベントの実施及び広報活動の充実を図る。

(3) 快適な観覧環境の提供

① 観覧環境の整備プログラム等の策定

(東京国立博物館)

1) 点字版パンフレット等を配布する。

2) 多国語による案内及び誘導サイン等を順次整備する。

3) より快適な観覧環境を構築するため、展示照明を順次整備する。

4) 日本語版パンフレットは、従来の「日本美術の流れ」を引き続き制作・配布するとともに、内容について再検討する。英語、中国語、韓国語パンフレットは、よりわかりやすい内容に改めたカラー版パンフレットを配布する。

5) 特別展において音声ガイド等を活用した情報提供を積極的に推進し、入館者に対するサービスの向上を図る。

(京都国立博物館)

1) 快適な観覧環境を提供するための平常展示館の建替プログラムを推進する。

2) 6カ国語（日本語、英語、仏語、中国語、韓国語、西語）リーフレットを継続して制作する。

3) 特別展において音声ガイド等を活用した情報提供を積極的に推進し、入館者に対するサービスの向上を図る。

(奈良国立博物館)

1) 快適な観覧環境を提供するための展示施設の計画的な整備を実施する。

2) 7カ国語（日本語、英語、独語、仏語、西語、中国語、韓国語）リーフレットを継続して制作する。

3) 混雑が予想される展覧会について、入館者調整や陳列品の配置や音声ガイドの解説場所等の工夫を行い、展覧会場の快適な環境維持に努める。

(九州国立博物館)

1) 快適な観覧環境を提供するための展示施設等の調査・分析及び検討を進める。
2) 7カ国語（日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語）リーフレットを継続して制作する。

3) 特別展において音声ガイド等を活用した情報提供を積極的に推進し、入館者に対するサービスの向上を図る。

② 一般入館者の満足度調査及び専門家の批評聴取

一般入館者、専門家を対象に満足度調査を定期的を実施し、調査結果を展示等に反映させるほか、必要なサービスの向上に努める。

（東京国立博物館・京都国立博物館・九州国立博物館）

入館者のニーズを引き出すため入館者調査を実施し、その結果を改善に生かす。

（京都国立博物館・奈良国立博物館）

特別展等に関し、専門家の展覧会評を求め、広報誌等に掲載する。

③ ミュージアムショップやレストラン等館内環境の充実

ミュージアムショップやレストランの利用者等の意見を把握し、関係者との協議のうえ、利用者サービスの向上に努める。

（東京国立博物館）

1) オリジナルグッズを開発し、サービス向上に努める。

（京都国立博物館）

1) ミュージアムショップのリニューアルを行い、サービス向上に努める。

2) レストラン利用者にアンケート調査を行いサービス向上に努める。

（奈良国立博物館）

1) オリジナルグッズを開発し、サービス向上に努める。

2) レストランメニューを改善し、サービス向上に努める。

（九州国立博物館）

1) オリジナルグッズを開発し、サービスの向上に努める。

2) 特別展に関連した特別メニューを提供するなど、サービスの向上に努める。

3 我が国における博物館のナショナルセンターとしての機能の強化

(1) 調査研究の成果の発信

（東京国立博物館）

1) 博物館情報アーカイブを運用し、収蔵品・調査研究等に関する情報公開の充実を図る。

2) 国際的な講演・研究集会を開催する。

3) 紀要・図版目録等を刊行する。

4) 修理報告書を刊行する。

5) 法隆寺献納宝物調査概報を刊行する。

6) 研究誌「MUSEUM」(年6回)を刊行する。

（京都国立博物館）

1) 平安仏教とその造形（仮題）に関するシンポジウムを開催する。

2) 特別展覧会「Japan 蒔絵—宮殿を飾る 東洋の燦めき—」に因む国際シンポジウムを開催（11月8日）する。

3) 研究紀要「学叢」を刊行する。

4) 社寺調査報告書を刊行する。

5) 文化財修理報告書を刊行する。

（奈良国立博物館）

1) 研究紀要「鹿園雑集」を刊行し、ウェブサイトで公開する。

2) 正倉院展に因むシンポジウムを開催する。

3) 国際的な講演・研究集会を開催する。

- 4) 文化財修理報告書刊行のため、資料整理等を実施する。
- 5) 入場無料ゾーンを利用し、調査研究活動実績をパネル等で公開する。

(九州国立博物館)

- 1) 研究紀要「東風西風」の刊行
- 2) 国際的な講演・研究集会の開催
- 3) 文化財修理報告書刊行及び教育普及事業活用のための資料整理等
- 4) 保存修復活動の成果を教育普及事業に反映させる。

(2) 海外研究者の招聘等研究交流の実施

(国立文化財機構)

日中韓国立博物館長会議を東京で開催する。

(東京国立博物館)

- 1) 海外の博物館・美術館等の研究者を招へいし、海外の研究者との交流を促進する。(6人程度)
- 2) 外国人研究員・外国人研修生を受け入れる。(2人程度)
- 3) 当館職員を海外の博物館・美術館等に研究交流並びに研修のため派遣する。(6人程度)
- 4) 諸外国における国際会議、研究集会等へ積極的に参加する。

(京都国立博物館)

- 1) 海外の博物館・美術館等の研究者を招へいし、海外の研究者との交流を推進する。(5人程度)
- 2) 当館職員を海外の博物館・美術館等に研究交流並びに研修のため派遣する。(1～2人)
- 3) 諸外国における国際会議へ積極的に参加する。

(奈良国立博物館)

- 1) 国際交流協定を締結している博物館を中心として、海外の博物館との交流を活発に行う。
- 2) 海外の博物館・美術館等の研究者を招へいし、海外の研究者との交流を推進する。(6人程度)
- 3) 当館職員を海外の博物館・美術館等に研究交流並びに研修のため派遣する。(6人程度)

(九州国立博物館)

- 1) 海外の博物館・美術館等の研究者を招へいし、海外の研究者との交流を促進する。(5人程度)
- 2) 当館職員を海外の博物館・美術館等に研究交流並びに研修のため派遣する。(1人程度)
- 3) 国際交流活動推進へ向けての基盤を整備するとともに海外博物館等との交流並びに調査を実施する。

(3) 保存修理者への研修プログラム

(東京国立博物館)

修理事業者を対象とした研修会を開催する。

保存修理を学ぶ大学院生を対象にしたインターンを受け入れる。

(京都国立博物館)

修理事業者を対象とした特別展覧会開催に合わせた研修会を開催する。

(奈良国立博物館)

修理事業者と協力し研修会を開催する。

(九州国立博物館)

- 1) 修理事業者を対象とした研修会を開催する
- 2) 修理事業者と協力し、研修会を開催する

(4) 収蔵品の貸与

(東京国立博物館)

- 1) 国内の博物館等で開催する展覧会へ収蔵品を約1,000件貸与する。
- 2) 長崎歴史文化博物館の平常展示のため、引き続き約80件を長期貸与する。
- 3) 海外の美術館・博物館等で開催する展覧会へ約100件を貸与する(海外交流展出品作品を含む)
- 4) 国内の公私立博物館と考古資料の相互貸借を実施する。

5) 収蔵品貸与拡充の一環として、特別協力をを行う。

東京都写真美術館開催「紫禁城写真展 ～100年の時を経て、今初めて明らかにされる中国王朝最後の姿」(平成20年3月29日～5月18日)

(京都国立博物館)

国内外の博物館等へ収蔵品を貸与する。(約120件)

(奈良国立博物館)

国内外の博物館等へ収蔵品を貸与する。(約100件)

(九州国立博物館)

収蔵品の充実に努め、貸与の体制を整備する。

(5) 公私立博物館・美術館等に対する援助・助言の推進

公私立の博物館・美術館が開催する展覧会及び運営等の援助・助言をする。

(東京国立博物館)

公立の博物館・美術館等が開催する展覧会に対する指導、助言等を行う。新規貸与館に対する環境調査は、東京文化財研究所と協力して指導助言を行う。

(京都国立博物館)

公立の博物館・美術館等が開催する展覧会の企画・展示等に協力する。

(奈良国立博物館)

公立の博物館・美術館等が開催する展覧会に対する指導、助言等を行う。

「国宝 鑑真和上展」(仮称)(静岡県立美術館)

「石山寺の美」(仮称)(明石市立文化博物館、弘前市立博物館、岡崎市美術博物館)

「法隆寺の名宝と聖徳太子の文化財展」(石川県立美術館)

(九州国立博物館)

公私立博物館・美術館等に対する指導・助言等を行う。

4 文化財に関する調査及び研究の推進

(1) 文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究の推進

文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究として、国内外の機関との共同研究や研究交流も含めて以下の課題に取り組むことにより、国・地方公共団体における文化財保護施策の企画・立案、文化財の評価等に関する基盤の形成に寄与する。

① 文化財保護法の一部改正に伴い新たに保護対象となった文化的景観、民俗技術に関する基礎的・体系的な調査・研究を実施し、今後の指定をはじめとする保護施策に関する資料と指針を提供する。

ア 文化的景観の体系化や保護策に関する研究を行うとともに、ケーススタディーとして高知県四万十川流域の調査研究を行う。

イ 民俗技術に関して、都道府県・市町村における保護の現状に関して、四国・九州地方を中心に調査を行い、資料を収集する。(④と一体で実施)

② 我が国の有形文化財及びそれに関わる諸外国の文化財に関し、以下の課題に重点的に取り組む。

ア 日本を含む東アジア地域における美術の価値形成の多様性を解明するために、報告書を平成21年度に刊行することを目指して、近年の記録媒体や分析手法等の進展に対応しながら

ら調査研究し、美術史研究の資料的基盤を整備、確立して、国内外の研究交流を行う。

イ 我が国における近現代美術の歴史を解明するために、日本の近現代美術に関する研究資料を収集、整理し、総合的な視点に基づく研究手法を開発するとともに、多様化する現代美術の動向に関する調査研究を行い、基礎資料を形成し、平成20年度に報告書を刊行する。

ウ 美術の創作のプロセスを解明して、美術や文化財に対する理解を深めるために、報告書を平成22年度に刊行することを目指して、文化財に関する諸分野と連携しながら、基礎的なデータを収集、蓄積し、制作過程や技法、材料の歴史の変遷を明らかにする調査研究を行う。

エ 日本の歴史、文化の源流等の実態を探るため、古都所在寺社が所蔵する歴史資料・書跡資料等に関する調査結果の報告書及びデータベースを作成することを目指し、今年度は興福寺、東大寺、薬師寺、大宮家等の所蔵資料の原本調査、記録作成を実施するとともに、その一部公表に向けて整理検討を行う。

オ わが国の文化財建造物の保存・修復・活用に向けた歴史的建造物、伝統的建造物群及び近代化遺産等に関する基礎データを蓄積し、分析・研究を行うとともに、古代建築の今後の保存と復原に資するため、古代建築の諸構法についての再検証を行い、得られた成果を整理するとともに、一般公開を図る。

③ 平成22年度に無形文化財の伝承実態に関する報告書を刊行することを目指し、20年度は前年度に収集した無形文化財に関する音声・映像記録のデータベースの構築に努め、その成果の一部を公開講座として発表する。さらに能楽における小道具、文楽における下座の実態調査、関西の歌舞伎資料の調査を実施する。また、伝統芸能の中で、伝承の著しい謡曲、講談の記録作成を行う。

伝統芸能以外の分野においては、工芸技術を中心に基本文献や映像資料等の収集を行う。また、無形文化遺産分野についての国際的研究交流として、韓国をはじめとする近隣諸国との研究交流を実施する。

④ 我が国の風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など無形民俗文化財の現在における伝承の実態、伝承組織、公開のあり方等について考察し、平成22年度に報告書を刊行することを目指して、平成20年度は、無形民俗文化財の現在における伝承実態、伝承組織、公開のあり方等について、現地調査公開実態調査等を実施し、データの蓄積を図る。また、無形民俗文化財研究協議会を実施し、その成果を報告書にまとめる。さらに、無形民俗文化財の映像記録についての全国的なデータベースを構築することを目指して、情報収集を行う。

⑤ 国家の形成過程や当時の生活実態の解明に向けて、遺跡の発掘調査、出土品・遺構等に関する調査研究及び文化財建造物に関する基礎的調査研究を実施する。

ア 平城京跡及び飛鳥・藤原京跡について、古代都城の実体解明のため本年度は以下の地区の発掘調査を実施する。

(平城京跡) 平城宮跡第一次大極殿院地区、薬師寺境内ほか

(飛鳥・藤原京跡) 藤原宮跡朝堂院地区、石神遺跡、甘樫丘東麓遺跡ほか

イ 出土遺物及び遺構に関する調査、分析、復原的研究を総合的・多角的に実施することを目的として、平成20年度及び平成20年度以前の発掘により出土した出土遺物(木製品・金属製品・土器・土製品・木簡・瓦等)の分類分析研究及び保存処理を実施するとともに遺構の研究を行う。そしてその成果の一部を『飛鳥藤原京木簡二』、『平城宮大極殿復原研究』瓦編等として刊行する。

ウ アジアにおける古代都城遺跡、生産遺跡、墓制及び陶磁器に関する調査研究並びに研究協力について、北魏洛陽城等に関する中国社会科学院考古研究所との共同研究、中国の生産遺跡(唐三彩窯跡及び生産品)に関する河南省文物考古研究所との共同研究、隋唐墓に関する遼寧省文物考古研究所との共同研究、日本の古代都城並びに韓国古代王京に関する韓国国立文化財研究所との共同研究を協定に基づいて実施する。

エ 平安時代庭園に関する調査・研究の一環として、平成20年度は平安時代中期の発掘遺構・現存庭園・史料等について情報収集・調査を行うとともに、関係する研究者を集めて研究会を開催する。

オ 飛鳥時代の壁画古墳についての調査研究を行うとともに、東アジアにおける工芸美術史研究の一環として、鏡や梵鐘を中心とした工芸品の調査を行う。また、飛鳥時代木造建築遺物の研究として、山田寺出土部材の研究を行う。

⑥ 遺跡の保存・整備・活用に関する一体的な調査・研究、技術開発の推進及び整備事例のデータベース化等により、個々の遺跡の現況に対応した適切な保存修復・整備の向上に資する。また、これに関連して、平城宮跡・藤原宮跡の整備・公開・活用に関する調査・研究を行い、文化庁が行う平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡の整備・復原事業に関して、専門的・技術的な協力・助言を行う。

ア 遺跡の保存・整備計画段階から整備後における管理・運営と公開・活用に至るまでの調査研究を行うとともに、遺構の露出展示を伴う整備例の資料収集とデータベース化を進め、露出展示の成果と課題に関する研究集会を開催する。

イ 遺構の安定した公開・展示を行うことを目的とした事前調査法、保存技術ならびに監視技術の開発的研究の

一環として、遺跡の水分状態や石材の劣化状態を把握する技術の応用研究、平城宮跡遺構展示館等における遺構安定化薬剤の実地試験に取り組む。

ウ 平城宮跡、藤原宮跡について、公開活用及び整備の具体的方策を研究し、文化庁が行う平城宮跡第一次大極殿正殿復原をはじめとする整備・公開・活用に関して、専門的・技術的な援助・助言を行う。文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究として、国内外の機関との共同研究や研究交流も含めて以下の課題に取り組むことにより、国・地方公共団体における文化財保護施策の企画・立案、文化財の評価等に関する基盤の形成に寄与する。

(2) 文化財に関する新たな調査手法の研究・開発の推進

文化財の調査手法に関する以下の研究・開発を推進し、文化財を生み出した文化的・歴史的・自然的環境等の背景やその変化の過程を明らかにすることに寄与する。

① 光に対する物性を利用した高精細デジタル画像を形成する手法に関し、文化財の色や形状・肌合いなどを正確かつ詳細に再現し、公開することを目指して、調査・研究を行う。

② 可搬型蛍光X線分析装置による彩色文化財の材質調査を推進するとともに、有機染料分析のための光学的調査方法の基礎的検討を行う。また、文化財の材質構造に関する調査・助言を行う。

③ 遺跡調査における新たな指標や属性分析法の確立に関する研究等を行い、全国における遺跡調査・研究の質的向上と発掘作業の効率化に資する。

ア 官衙関連遺跡の指標や属性分析法の確立に関する研究等を継続し、資料収集とデータベース化を進めて順次一般公開するとともに、新たに寺院遺跡発掘調査において抽出すべき基本的属性についてのデータ収集と分析をおこなう。

イ 遺跡の測量・探査における新たな技術の有効利用法を研究し、全国の遺跡調査の質的向上と発掘作業の効率化に資するべく、機器の更新と実地テストを通じたデータの収集と分析を継続する。

④ 遺跡出土木材、木造建築物、木造美術工芸品などの年輪年代測定を実施し、考古学、建築史学、美術史、歴史学研究に資する。とりわけ、当研究所で開発したマイクロフォーカスX線CTやデジタル画像による非破壊年輪年代測定法は、非破壊を原則とする文化財調査にとって理想的なもので、実施事例の拡充を図る。また、年輪画像計測技術のさらなる進歩と普及を目指し、技術開発についても取り組む。

⑤ 動植物遺存体による環境考古学的研究の継続を行う。また、各種計測機器、マイクロスコープを活用して実験品や出土骨に残る加工痕の観察方法を確立し、骨角器製作技術の研究を推進する。さらに中国、韓国、台湾や、北米北西海岸の日本の先史時代の動植物利用と対比できる遺跡の発掘に積極的に参加し、これまで国内の遺跡で開発してきた微細遺物選別法の実践を行い、環太平洋世界の中での農耕・牧畜の起源や動植物利用に関する比較研究を行う。

(3) 科学技術の活用等による文化財の保存科学や修復技術に関する先端的調査研究等の推進最新の科学技術の活用による保存科学に関する先端的な調査及び研究や、伝統的な修復技術、製作技法、利用技法に関する調査及び研究として以下の課題に取り組むことにより、文化財の保存や修復の質的向上に寄与する。

① 生物被害を受けやすい木質文化財（寺社等建造物、彫刻など）の劣化診断や被害防止対策の確立のため、調査研究を行う。平成22年度に報告書を刊行する。

② 環境の調査手法、モデル実験やシミュレーション技術を用いた環境の解析手法の確立のための研究及び実践を行う。平成22年度に報告書を刊行する

③ 韓国と日本国内の石造・木質文化財調査を行い、磨崖仏などの劣化要因究明及び修復材料・技術の開発を日韓共同で行う。文化財防災情報システムから地震や台風など過去の災害を対象に調査を行う。また、システムを活用して防災体制の整備に役立てる。

さらに大形塑像等の防災体制について基礎的調査を開始する。

④ 考古資料の材質・構造の調査法に関して、特にレーザーラマン分光分析法や高エネルギーX線CT・CR法の実用化を図る。また、考古資料の保存・修復に関する実践的な研究を実施する。

ア 考古遺物の完全非破壊非接触分析法としてのレーザーラマン分光法の応用をめざし、標準試料および考古遺物のラマンスペクトルの収集蓄積ならびにデータベースの構築を継続するとともに、短波長レーザーの応用可能

性の検討をおこなう。

イ 高エネルギーX線CT法およびX線CR法を応用し、考古遺物の内部構造ならびに材質推定法の基礎的研究をおこなう。

ウ 繊維製遺物や漆製遺物などの有機質遺物の分析法の実用化とデータベース作成をおこなう。

エ 木製遺物に対する超臨界溶媒乾燥法の基礎的研究と実用化をめざし、強化含浸薬剤の検討ならびに乾燥条件の基礎データの集積と検討をおこなう。

オ 遺跡および遺物の保存修復の現状と課題を広く検討するため、保存科学研究集会を開催する。

⑤ 文化財修復材料の現地調査及び自然科学的な分析などを行う。文化財などの修復に使用された合成樹脂の劣化状態を調査する。また海外の文化財保存担当者を対象に、和紙についての材料学・修復・装こうなどの講義と、クリーニングや装丁などの実技を行い、基礎的な知識を教授する。在外の日本古美術品を対象に事前調査及び修復を行い、修復後、展示活用する。さらに、専門家を現地に派遣して修復を行う。

⑥ ドイツ技術博物館との共同研究に関する打ち合わせ及び欧米での修復事例調査を行う。船の科学館・手宮機関車庫などでの劣化調査、かがみがはら航空宇宙科学博物館・大樹町航空宇宙実験施設などでの測定データの回収と評価、日本航空協会所蔵の青焼き図面の劣化調査と資料収集を行い、再発色に関する研究を進める。

(4) 我が国の文化財保護政策上重要かつ緊急に保存及び修復の措置等を行うことが必要となった文化財について、国・地方公共団体の要請に応じて、保存措置等のために必要な実践的な調査・研究を迅速かつ適切に実施する。

① 文化庁が行う高松塚古墳・キトラ古墳の壁画の調査及び保存・活用に関して技術的に協力する。

② 国土交通省が行う国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区公園予定地の調査及び保存活用に関して技術的に協力する。

(5) 有形文化財に係る調査研究

① 収集・保管のための調査研究の実施

競争的資金の獲得に努めつつ、収集・寄託する文化財に関する研究、保存・展示環境の改善に関する研究を進めるとともに、次の研究課題に重点的に取り組む。

(東京国立博物館)

- 1) 特別調査法隆寺献納宝物（第28次）「聖徳太子絵伝」第3回
- 2) 特別調査「書跡」第5回（17年度写経1回、18年度写経2回実施、19年度古文書1回、20年度古文書1回）
- 3) 特別調査金地屏風の金箔地についての調査研究—尾形光琳風雷神屏風を中心に
- 4) 応挙館障壁面の復元に関する調査研究（今年度は、主に修理未了（まくりの壁画）の障壁画について検討）
- 5) 館蔵の漢籍・洋書に関する基礎的研究
- 6) ガンダーラの仏教寺院の伽藍配置と遺物に関する研究（今年度は報告書の執筆）
- 7) 博物館の環境保存に関する研究
- 8) 東洋民族資料に関する調査研究
- 9) 耐震性の高い展示手法に関する研究
- 10) 大型油彩画のロール状保存と木枠に張り込まない展示手法法の開発に関する調査研究
- 11) 韓国国立中央博物館所蔵の高麗漆器の保存に関する国際共同研究（韓国国立中央博物館）
- 12) 「法隆寺献納宝物聖徳太子絵伝の調査研究」（科学研究費補助金・平成17年度～20年度）
- 13) 日本における木彫像の樹種と用材観に関する調査研究（科学研究費補助金）
- 14) 書画料紙の加工法及び保存に関する基礎的研究（科学研究費補助金）
- 15) 目録学の構築と古典学の再生（科学研究費基盤S。研究代表者：田島公 東大教授。平成19-23年度）
- 16) 国立博物館の機能と役割の変遷に関する基礎的研究 —館史資料の分析を中心に—（科学研究費補助金）

(京都国立博物館)

- 1) 近畿地区（特に京都）社寺文化財の調査研究
- 2) 平安仏教とその造形に関する調査研究
- 3) 日本における木の造形的表現とその文化的背景に関する総合的考察（科学研究費補助金）

4) 建仁寺両足院に所蔵される五山文学関係典籍類の調査研究（科学研究費補助金）

5) 修復文化財に関する資料収集及び調査研究

6) 等伯に関する調査研究（客員研究員）

7) 近世絵画に関する調査研究（客員研究員）

8) 文化財情報に関する調査研究（客員研究員）

9) 訓点資料としての典籍に関する調査研究（客員研究員）

10) 彫刻に関する調査研究（客員研究員）

（奈良国立博物館）

1) 南都諸社寺等に関する計画的な調査研究等を実施

2) 仏教美術の光学的調査研究（東京文化財研究所との共同研究）

3) 仏教美術写真収集及びその調査研究

4) 我が国における仏教美術の展開と、中国・韓国の仏教文化が及ぼした影響の研究

5) 当館所蔵品についての調査研究（客員研究員）

6) 統一新羅期の道具瓦集成（科学研究費補助金）

7) 古墳時代中期における対外交渉の特質と地域圏の形成・展開過程（科学研究費補助金）

（九州国立博物館）

1) 日本とアジア諸国との文化交流に関する調査研究

2) 文化財の材質・構造等に関する共同研究（客員研究員）

3) 博物館における文化財保存修復に関する研究（客員研究員）

4) 彩色水浸文物の保存科学的研究 —中国江蘇省泗水王陵出土文物の保存—（科学研究費補助金）

5) VR画像を活用した日本装飾古墳デジタルアーカイブの構築（科学研究費補助金）

6) 古代工芸の美術史・産業史・地域史の基礎資料としての内国勲業博覧会出品作品の研究（科学研究費補助金）

7) 博物館危機管理としての市民協同型IPMシステム構築に向けての基礎研究（科学研究費補助金）

8) 博物館におけるX線CTスキャンデータの活用（科学研究費補助金）

9) 古代東南アジアにおける三尊像図像の研究—タイ・ミャンマーの図像を中心に—（科学研究費補助金）

10) 超高精細大容量画像の安全・ダイナミック表示総合システムの開発（科学技術振興機構）

② 公衆への観覧を図るための研究

特別展、特別陳列等の展示の対象となる文化財の調査研究を行い、展示に反映させるほか、次の研究課題に重点的に取り組む。

（東京国立博物館）

1) 博物館環境デザインに関する調査研究

2) 博物館美術教育に関する調査研究

3) 博物館教育・普及事業の事例分析と日本の伝統文化に関する先駆的教育・普及理論の構築（科学研究費補助金）

4) 博物館資料・業務の情報処理に関する調査研究

5) 凸版印刷と協同で、ミュージアム・シアターでの公開に向けた研究を実施する。

（京都国立博物館）

1) 妙心寺本坊、塔頭（麟祥院及び衡梅院）に所蔵されている文化財の調査研究により、特別展覧会「妙心寺展」（仮称）の開催に反映する。

2) 輸出漆器に関する調査研究により、特別展覧会「Japan 蒔絵—宮殿を飾る 東洋の燦めき—」の開催に反映する。

3) 妙顕寺・本満寺・本圀寺などに所蔵される文化財の調査研究により、特別展覧会「日蓮展」（仮称）の開催に反映する。

（奈良国立博物館）

1) 南都諸社寺等に関する計画的な調査研究成果の一部を「国宝 法隆寺金堂展」並びに特別陳列「おん祭と春

日信仰の美術」及び「お水取り」に反映させる。

2) 我が国における仏教美術の展開と中国・韓国の仏教文化が及ぼした影響の調査研究成果の一部で、平常展の充実を図る。

(九州国立博物館)

高齢者・障がい者・外国人の利用者の視点に立った、展示の内容・方法、施設整備、管理運営面からの研究・実践(UIMP: Universal Museum Project)を展開する。

5 文化財の保存・修復に関する国際協力の推進

文化財の保存・修復に関する国際協力に関して、以下の事業を有機的・総合的に展開することにより、人類共通の財産である文化財の保存・修復に関する国際協力を通じて、我が国の国際貢献に寄与する。

(1) 文化財の保護制度や施策の国際動向及び国際協力等の情報を収集、分析して活用するとともに、国際共同研究を通じて保存・修復事業を実施するために必要な研究基盤整備を行う。

また、国内の研究機関間の連携強化や共同研究、研究者間の情報交換の活発化、継続的な国際協力のネットワークを構築し、その成果をもとにアジア諸国において文化財の保存・修復事業を推進する。

① ユネスコ、ICOMOS、ICOM などが行う主要な国際会合へ出席し、情報の収集を行うとともに諸外国の文化財保護施策等の調査を行う。アジア地域の文化財保護機関と連携し、タイにおいて文化遺産国際ワークショップを行い、この地域における文化財情報の収集に努めるとともに、今後の協力関係を築く基礎とする。また、国際協力に関する国内ワークショップを開催する。

② 文化財の保存修復事業及び国際共同研究事業を以下のように実施する。

ア カンボジア・アンコール遺跡群のタ・ネイ遺跡及び西トップ寺院遺跡において建築史的、考古学的、保存科学的調査を実施する。タイ・スコータイ遺跡及びアユタヤ遺跡では、生物被害に関する保存科学的調査研究を行う。

イ 龍門石窟の保存修復に関する調査研究を龍門石窟研究院と共同で実施する。西安唐代陵墓石彫像の保存修復事業を西安文物保護修復センターと共同で実施する。また、敦煌莫高窟壁画保存と制作技法に関する現地調査及び研究を実施し、報告書を作成する。

ウ アフガニスタン(主としてパーミヤーン)及びイラクの文化財保存修復協力事業を実施し、また、あわせて周辺地域の文化財調査研究を実施し、西アジア諸国等における文化財の保存協力事業に役立てるとともに、これらの成果について報告書を作成する。

(2) 諸外国における文化財の保存・修復に関する技術移転を積極的に進める。また、アジア諸国の文化財保護担当者や保存・修復専門家などの人材養成に関する支援事業を国内外で実施するとともに、人材養成に必要な教材や教育手法に関する研究開発を行う。

ア 中国、アフガニスタン、イラク等の考古学、建造物保存専門家及び歴史資料保存専門家養成研修を国内並びに現地で実施する。

イ 国際協力機構、ユネスコアジア文化センター等が実施する研修への協力を行う。

6 情報発信機能の強化

以下のとおり、調査・研究に基づく資料の作成及び文化財に関連する資料の収集・整理・保管を行うとともに、調査・研究成果を積極的に公表・公開し、研究者や広く一般の人が調査・研究成果を容易に入手できるようにする。

(1) 文化財関係の情報を収集して積極的に発信するため、ネットワークのセキュリティの強化及び高速化等に対応した情報基盤の整備・充実を図る。また、文化財情報の計画的収集・整理・保管及びそれらの電子化の推進による文化財に関する専門的アーカイブの拡充を行うとともに、調査研究に基づく成果としてのデータベースの充実を図る。

① ネットワークのセキュリティの強化及び高速化等に対応した情報基盤の整備・充実を図る。

② 文化財に関する専門的アーカイブの拡充を図る。

③ 文化財関係資料や図書の収集・整理・公開・提供について充実するよう努める。

④ 文化財情報電子化の研究に基づき、データベースの充実を図る。

(2) 文化財に関する調査・研究に基づく成果について、定期的な刊行物を平成18年度の実績以上刊行するとともに

に、公開講演会、現地説明会、国際シンポジウムの開催等により、積極的に公開・提供する。また、研究所の研究・業務等を広報するためホームページの充実を図り、ホームページアクセス件数を前期中期計画期間の年度平均以上確保する。

① 定期刊行物の刊行

- 『東京文化財研究所年報』
- 『東京文化財研究所概要』
- 『東文研ニュース』
- 『美術研究』(年3冊)
- 『日本美術年鑑』(年1冊)
- 『無形文化遺産研究報告』(年1冊)
- 『無形民俗文化財研究協議会報告書』(年1冊)
- 『保存科学』(年1冊)
- 『奈良文化財研究所紀要』
- 『奈良文化財研究所概要』
- 『奈文研ニュース』
- 『埋蔵文化財ニュース』

② 公開講演会、現地説明会、国際シンポジウムの開催等

- 国際シンポジウムの開催(年1回)
- 公開学術講座(オープンレクチャー)(年1回)
- 公開講演会(年4回)(飛鳥資料館特別展に伴う講演会(年2回)を含む)
- 現地説明会(年6回)

③ ホームページアクセス件数の前期中期計画期間の年度平均以上の確保

(3) 黒田記念館、平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室、飛鳥資料館については、研究成果の公開施設としての役割を強化する観点から展示を充実させ、調査・研究成果の内容を広く一般に理解を深めてもらうことに資する。入館者数については、前期中期計画期間の年度平均以上確保する。

○ 黒田記念館における作品の展示公開

常設展(毎週木曜日、土曜日の午後開館)

共催展の開催(1回)

年間目標入館者数 10,200人

○ 平城宮跡資料館における展示・公開

常設展(月曜日、年末年始休館 無料公開)

発掘速報展(年1回)

年間目標入館者数 72,500人

○ 飛鳥資料館における常設展示の充実と特別展示の開催

常設展示(月曜日、年末年始休館 有料公開)

特別展示(年2回)

企画展の開催(年1回)

年間目標入館者数 55,400人

○ 藤原宮跡資料室における展示・公開

常設展(土・日曜日、祝日、休日、年末年始休館 無料公開)

年間目標入館者数 3,800人

(4) 文化庁が行う平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の公開・活用事業に協力し、支援を実施する。また、宮跡等への来訪者に文化財に関する理解を深めてもらうため、解説ボランティア事業を運営するとともに、各種ボランティアに対して、活動機会・場所の提供等の支援を行う。

○ 平城宮跡解説ボランティア事業の運営

○ 各種ボランティアに対する活動機会・場所の提供、文化財に関する学習会の実施等への支援

(5) 奈良県の「平城遷都1,300年記念事業」に向け最新の調査・研究に基づく平城宮跡資料館の展示リニューアル、及び古代都城等に関する国際共同研究の成果の展示・公開について検討を始める。

(6) 文化財情報の公開促進

文化財に関する情報を積極的に発信し、国内外における日本文化への理解を深める。

① ウェブサイト等による情報の発信

ウェブサイトのアクセス件数が増加するよう内容の充実を図る。

(東京国立博物館)

1) 情報アーカイブにおいて公開中の文化財データベースの充実を図る。

2) 携帯電話サイトによる情報提供サービスについて検討する。

(京都国立博物館)

1) 携帯電話端末用ウェブサイトの充実を図り、利用者の拡大とサービスの向上を図る。

2) 学術研究公開の一環として、研究紀要「学叢」をウェブサイトで公開する。

(奈良国立博物館)

当館保有の文化財の写真並びに研究成果の公開の充実を図る。

(九州国立博物館)

ウェブサイトで提供する情報の充実を図り、利用者から意見を吸い上げられる体制を検討する。

②-1 デジタル化の推進

1) 収蔵品のデジタル画像による来館者への情報提供及びインターネットでの公開を継続して行う。

2) 収蔵品の国宝について、5か国語(日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語)の説明を付したデジタル高精細画像(e国宝)の提供を継続して行う。

(東京国立博物館)

1) 収蔵品等の写真の高精細デジタル化を実施する(4x5フィルム3,000枚。マイクロフィルム20,000枚)。

2) 収蔵品のうち、国指定文化財を新規撮影し、高精細デジタル画像化を図る。

3) 収蔵品の基本情報のデータ化・文書記述言語(XML)化を実施する。

4) 法隆寺献納宝物について、5か国語(日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語)の説明を付したデジタル高精細画像(「法隆寺献納宝物デジタルアーカイブ」)等の提供を法隆寺宝物館にて継続して実施する。

(京都国立博物館)

1) 収蔵品のデジタルデータを作成する。(約2,500件)

2) 当館所蔵の指定文化財の画像を高精細画像化し、ウェブサイト上で公開する。

(奈良国立博物館)

1) ウェブサイトに掲載中の写真検索システムの個別データを約2,000件追加更新する。

2) 当館所蔵の指定文化財の画像を高精細画像化し、ウェブサイト上で公開する。

3) デジタル高精細画像を活用し、有料画像提供の推進を図る。

(九州国立博物館)

収蔵品のデジタルデータを作成する。(600件)

②-2 博物館関係資料の収集、レファレンス機能の強化

美術史・考古学その他の関連諸学に関する基礎資料及び国内外の博物館・美術館に関する情報及び資料について広く収集し、蓄積を図る。また、資料の登録や検索・利用については、最新の情報処理技術を用いた、活用しやすいシステムを開発する。

(東京国立博物館)

1) 収蔵品・出品作品等の写真撮影及び関連データを整備し、学芸業務支援システムの構築を進める。(約3,000件)

2) 資料館において、美術史等の情報及び資料を一般に広く公開するために、図書管理システムを軸とした図書

資料などのデータ整備を推進し、レファレンス機能とサービスの充実を図る。

3) 法隆寺宝物館において、観覧者向け図書コーナーサービスを継続実施する。

4) 図書資料の良好なコレクション構築のために収集方針を策定する。

5) ナショナルセンターとしての国立博物館における資料館の機能を充実させ、有効活用へ向けた利用計画を策定する。

(京都国立博物館)

1) 収藏品・出品作品等の写真撮影及び社寺調査等での写真撮影並びに関連データを整備する。(約5,000件)

(奈良国立博物館)

1) 古写真・ガラス乾板等を登録整備する。

2) 収藏品・出品作品等の写真撮影及び関連データを整備する。(約3,000件)

3) 西新館の観覧者向け図書コーナーの充実を図る。

4) 蔵書検索システム及び所蔵写真検索の充実を図る。

(九州国立博物館)

1) 収藏品・出品作品等の写真撮影及び関連データを整備する。(約600件)

2) 海外調査で撮影した写真やビデオを展示や教育普及事業で活用するための整備を行う。

3) 博物館資料(収藏品、図書、写真など)の横断的データベース、対馬宗家文書データベースの効率的な運用を検討し、実施する。

7 地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上

我が国の文化財に関する調査・研究のナショナルセンターとして、これまでの調査・研究の成果を活かし、国・地方公共団体等に対する専門的・技術的な協力・助言を行うことにより、我が国全体の文化財の調査・研究の質的向上に寄与する。また、専門指導者層を対象とした研修等を行い、文化財保護に必要な人材を養成する。

(1) 地方公共団体や大学、研究機関との連携・協力体制を構築し、これらの機関が有する文化財に関する情報の収集、知見・技術の活用、本法人が行った調査・研究成果の発信等を通じて、文化財に関する協力・助言の円滑かつ積極的な実施を行う。

埋蔵文化財保護行政に資する調査研究を行うとともに、地方公共団体等への協力・助言・専門的知識の提供等について管理・調整する。また、これまで蓄積した調査・研究の成果を活かし、他機関等との共同研究及び受託事業を実施する。

(2) 文化財に関する高度な研究成果をもとに地方公共団体等で中核となる文化財担当者に埋蔵文化財に関する研修、保存科学に関する保存担当学芸員研修を実施する。なお、参加者等に対するアンケート調査を行い、80%以上の満足度が得られるようにする。

また、東京藝術大学、京都大学、奈良女子大学との間での連携大学院教育を実施し、若手研究者の育成に寄与する。

① 埋蔵文化財担当者研修

一般研修1 課程、専門研修13 課程、計14 課程実施

研修人数のべ174 人

② 博物館・美術館等の保存担当学芸員研修を行う。

○ 期間2 週間、受講生25 名程度

③ 東京藝術大学、京都大学、奈良女子大学との間での連携

大学院教育の推進

○ 東京藝術大学：システム保存学（保存環境学、修復材料学）

○ 京都大学：共生文明学（文化・地球環境論）

○ 奈良女子大学：比較文化学（文化史論）

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(1) 各施設の共通的な事務の一元化による業務の効率化

財務、人事、企画事務の共通的な事務の一元化を推進し事務の効率化を図る。

・独立行政法人整理合理化計画（19年12月24日閣議決定）の方針に基づき、国立博物館各館における展覧会企画等について連絡・調整を行い、企画機能強化を図ることとし、その具体的なあり方について平成20年度内に結論を得る。

(2) 省エネルギー、リサイクルの推進

1) 光熱水量の使用状況を把握し、管理部門を中心に引き続き節減に努める。

(年間1.03%減少)

2) 廃棄物の分別収集を徹底し、リサイクルを引き続き推進する。(一般廃棄物排出量を年間1.03%減少)

(3) 施設有効使用の推進

博物館4 施設

1) 講座・講演会等を開催する。

2) 講堂等の利用案内を関係団体、学校等に対し積極的に行う。

3) 国際交流及び日本文化の紹介や入館者の拡大を目的としたコンサートなどを実施し、施設の有効利用を図る。

文化財研究所2 施設

セミナー室、講堂等一般の利用の供することが可能な施設の有料貸付を実施するとともに、展示公開施設におけるミュージアムショップの運営委託等、施設の有効利用の推進を図る。

(4) 民間委託の推進

(東京国立博物館)

・電気設備保守業務及び機械設備保守業務の一部を継続して外部委託

・資料館業務の一部外部委託を継続して実施

・出版企画業務の一部外部委託実施に向け検討

(京都国立博物館)

・看視案内業務、インフォメーション業務及び設備管理業務の一部業務委託

・通用門の受付・案内・警備業務、及び清掃業務の外部委託

(奈良国立博物館)

・建物設備の運転・管理業務の外部委託

・警備及び看視案内の一部並びに売札業務の外部委託

(九州国立博物館)

・建物設備の運転・管理業務の外部委託

・警備業務・看視案内業務の外部委託

(東京文化財研究所・奈良文化財研究所)

・一般管理部門を含めた組織・業務の見直しを行い、民間委託をさらに積極的に進める。

・所の警備・清掃業務について民間委託を推進する。

・来所者サービスを中心に業務の見直しを行い、民間委託を積極的に進める。

(5) 一般競争入札の推進

・一般競争入札を推進することにより、経費の効率化を図る。

・独立行政法人整理合理化計画（19年12月24日閣議決定）の方針に基づき、東京国立博物館及び東京文化財研究所の施設管理・運営業務（展示等の企画運営を除く）について、21年度実施の民間競争入札に向けた準備をする。

(6) 自己収入の増大

独立行政法人整理合理化計画（19年12月24日閣議決定）の方針に基づき、20年度中に自己収入の数値目標を策定する。

2 事業評価の実施及び職員の意識改善

理事長のリーダーシップのもとに、事業を推進する。

- 1) 自己点検評価や外部有識者による外部評価等を行い、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させる。
- 2) 各種研修・講習会を通じて、職員の理解促進、意識や取り組みの改善を図るとともに、職員を外部の研修に派遣し、その資質の向上を図る。

3 機構が管理する情報の安全性向上のため、必要な措置をとる。

機構が管理する情報の安全性向上の方策について、19年度の検討を基に、具体的な方針を策定する。

4 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）」を踏まえ、人件費の抑制を図る。

III 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算

別紙のとおり

2 収支計画

別紙のとおり

3 資金計画

別紙のとおり

IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

- (1) 近隣大学等との交流を進め、優秀な人材を確保する。
- (2) 各種研修を積極的に実施し、また、職員を外部の研修に派遣するなど、その資質の向上を図る。
- (3) 非公務員化のメリットを活かした制度の活用方法について引き続き検討する。

2 施設・設備に関する計画

別紙のとおり

(1) 予算（平成20年度予算）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	8,772
施設整備費補助金	1,698
展示事業等収入	1,109
受託収入	26
計	11,605
支 出	
管理経費	1,996
うち人件費	909
うち一般管理費	1,087
業務経費	7,885
うち人件費	2,727
うち調査研究事業費	1,445
うち情報公開事業費	156
うち研修事業費	22
うち国際研究協力事業費	305
うち展覧事業費	2,951
うち教育普及事業費	121
施設整備費	1,698
受託事業費	26
計	11,605

(2) 収支計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	7,967
経常経費	7,967
管理経費	1,587
うち人件費	909
うち一般管理費	678
業務経費	5,948
うち人件費	2,727
うち調査研究事業費	902
うち情報公開事業費	97
うち研修事業費	14
うち国際研究協力事業費	190
うち展示出版事業費	99
うち展覧事業費	1,843
うち教育普及事業費	76
受託事業費	26
減価償却費	406
収益の部	7,967
運営費交付金収益	6,426
展示事業等の収入	1,109
受託収入	26
資産見返運営費交付金戻入	155
資産見返物品受贈額戻入	251

(3) 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	11,605
業務活動による支出	7,561
投資活動による支出	4,044
資金収入	11,605
業務活動による収入	9,907
運営費交付金による収入	8,772
展示事業等による収入	1,109
受託収入	26
投資活動による収入	1,698
施設整備費補助金による収入	1,698

2 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・整備の内容	予定額	財 源
京都国立博物館 平常展示館建替工事（19年度～24年度）	1,699	施設整備費補助金

9. 関係法規一覧

○独立行政法人国立文化財機構業務方法書

平成十三年四月二日

文部科学大臣認可

改正 平成十七年四月一日

改正 平成十九年四月一日

(目的)

第一条 独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号。以下「機構法」という。）第三条に規定する目的を達成するため、その業務に関し、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第一項の規定に基づき、この業務方法書を定める。

(業務運営の基本方針)

第二条 機構の業務は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期するとともに、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るよう執行しなければならない。

(博物館の設置)

第三条 機構が設置する博物館（以下「各博物館」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 東京国立博物館
 - イ 本館
 - ロ 平成館
 - ハ 東洋館
 - ニ 法隆寺宝物館
 - ホ 表慶館
 - ヘ 黒田記念館
 - ト 資料館
 - チ その他の施設
- 二 京都国立博物館
 - イ 本館
 - ロ 新館
 - ハ 文化財保存修理所
 - ニ その他の施設
- 三 奈良国立博物館
 - イ 本館
 - ロ 西新館
 - ハ 東新館
 - ニ 仏教美術資料研究センター
 - ホ 文化財保存修理所
 - ヘ その他の施設
- 四 九州国立博物館
 - イ 本館

(文化財研究所の業務を行うための施設)

第四条 機構は、各博物館以外に次に掲げる施設（以下「各文化財研究所」という。）において業務を行う。

- 一 東京文化財研究所
- イ 東京文化財研究所本庁舎
- ロ その他の施設
- 二 奈良文化財研究所
- イ 奈良文化財研究所本庁舎
- ロ 平城宮跡資料館
- ハ 都城発掘調査部（飛鳥・藤原地区）庁舎
- ニ 飛鳥資料館
- ホ その他の施設

（施設の維持管理）

第五条 機構は、各博物館及び各文化財研究所の施設を常に良好な状態で維持管理しなければならない。

（収集、保管及び一般の観覧）※機構法第十二条第一項第二号

第六条 機構は、各博物館において次に掲げる文化財を収集し、保管して一般の観覧に供する。

- 一 日本及び東洋の絵画、彫刻、書跡等
 - 二 日本及び東洋の金工、刀剣、陶磁、漆工、染織等
 - 三 日本及び東洋の考古資料
 - 四 日本及び東洋の歴史・民族資料
 - 五 その他の有形文化財
- ２ 機構は、必要に応じて各博物館以外の場所において、前項に掲げる文化財を一般の観覧に供することができる。
- ３ 機構は、第一項に掲げる文化財を博物館その他これに類する施設と貸借することができる。

（教育及び普及）

第七条 機構は、次に掲げる教育及び普及の事業を行う。

- 一 講演会、講座、シンポジウム、列品解説等
- 二 定期刊行物、図版目録、展覧会目録、研究論文、調査報告書、パンフレット、ガイドブック等の刊行
- 三 その他の事業

（博物館の供用）

第八条 機構は、各博物館を文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供することができる。

（文化財に関する調査及び研究）

第九条 機構は、次に掲げる文化財に関する調査及び研究を行う。

- 一 美術に関する調査及び研究
- 二 無形文化財、無形民俗文化財及び文化財保存技術に関する調査及び研究
- 三 建造物及び伝統的建造物群に関する調査及び研究
- 四 考古資料及びその他の歴史資料に関する調査及び研究
- 五 遺跡に関する調査及び研究
- 六 文化的景観に関する調査及び研究
- 七 埋蔵文化財に関する調査及び研究
- 八 平城宮跡、藤原宮跡及び飛鳥地域における宮跡その他の遺跡に関する調査及び研究
- 九 文化財の保存に関する調査及び研究

- 十 文化財の修復に関する調査及び研究
- 十一 文化財の情報及び資料に関する調査及び研究
- 十二 前各号の業務に関する国際共同研究
- 十三 文化財の管理方法及び展示方法に関する調査及び研究
- 十四 その他文化財の収集、保管及び一般の観覧の充実に資する調査及び研究

(調査及び研究成果の普及及び活用の促進)

第十条 機構は、前条の調査及び研究に基づき、次に掲げる資料を作成し、公表する。

- 一 調査報告、研究成果報告、研究論文等
 - 二 写真、絵図、映像記録、音声記録等
 - 三 復元模型、複製品等
 - 四 データベース
 - 五 その他
- 2 前項により作成した資料は、次に掲げる方法を用いて公開し、成果の普及を図るとともにその活用を促進する。
- 一 研究発表会、公開学術講座、公開講演会、現地説明会等の開催
 - 二 年報、調査報告書、研究成果報告書、研究論文集、図録等の刊行
 - 三 黒田記念館、飛鳥資料館、平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室における展示・公開
 - 四 データベース検索サービスの提供
 - 五 ホームページ、広報資料等への掲載
 - 六 その他
- 3 機構は、調査及び研究成果を活用して海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力を行う。

(情報及び資料の収集、整理及び提供)

第十一条 機構は、次に掲げる文化財に関する国内外の情報及び資料を収集し、整理し、提供する。

- 一 図書、逐次刊行物、研究成果報告書、調査報告書、地図、絵図、拓本等
 - 二 写真、スライド、マイクロフィルム、磁気媒体、光ディスク、レコード等
- 三 その他の情報及び資料
- 2 前項により収集及び整理した情報及び資料は、閲覧、刊行物、ホームページその他の方法を用いて一般の利用に供する。

(研修) ※機構法第十二条第一項第八号

第十二条 機構は、第六条、第七条及び第九条から前条までの業務に関し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これに類する施設（以下「地方公共団体等」という。）の職員の資質の向上を図るため、次に掲げる研修を行うとともに、地方公共団体等が行う研修への協力を行う。

- 一 文化財の保存修復に関する研修
- 二 埋蔵文化財の発掘、測量、写真撮影、報告書作成等に関する研修
- 三 その他

(援助及び助言)

第十三条 機構は、第六条、第七条及び第九条から第十一条までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行う。

(附帯業務)

第十四条 機構は、第三条及び第六条から前条までに定める業務に附帯する業務を行う。

(国際文化交流の振興)

第十五条 機構は、第三条及び第六条から前条までに定める業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、国際文化交流の振興を目的とする展覧会その他の催しを主催し、又は各博物館をこれらの利用に供することができる。

(料金の徴収)

第十六条 機構は、第六条から前条までに定める業務に伴い、別に定める料金を徴収することができる。

(業務委託の基準)

第十七条 機構は、第三条及び第五条から前条までの業務について、当該業務が確実実施でき、また、委託する合理的な事由がある場合には、これらの業務の一部を外部の者に委託してこれを行うことができる。

2 受託者の選定及び契約の方法等について必要な事項は、別に定める。

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第十八条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他の別に規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

(外部資金)

第十九条 機構は、機構法第三条に規定する目的に資するため、寄附金その他の外部資金を受け入れることができる。

2 外部資金の受け入れについて必要な事項は、別に定める。

(九州国立博物館の業務運営)

第二十条 機構は、福岡県等と連携協力を図り、九州国立博物館の業務運営を行う。

(業務細則の作成)

第二十一条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、機構の業務に関し必要な細則を定める。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立文化財機構組織規程第20条の規定に基づき、国立文化財機構（以下「機構」という）が設置する東京文化財研究所及び奈良文化財研究所（以下「研究所」という。）の組織、職制及び事務の分掌について定めることを目的とする。

(職制)

第2条 研究所に置く研究職は、上席研究員、主任研究員及び研究員とする。

(副所長)

第3条 研究所に副所長を置く。

2 副所長は所長を補佐する。

3 副所長は、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行う。

第4条 部、センター、課及び室にはそれぞれ部長、センター長、課長、及び室長を置く。

2 飛鳥資料館に館長を置く。

2の2 奈良文化財研究所都城発掘調査部に副部長を置く。

3 東京文化財研究所企画情報部に副部長を保存修復科学センターに副センター長を置くことができる。

4 部長（管理部長を除く）、センター長、副部長及び副センター長は上席研究員をもって充てる。

5 部長及びセンター長は、上司の命を受け、当該部及びセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 副部長は部長を副センター長はセンター長を補佐する。

7 室長（管理部に置く室を除く）は上席研究員又は主任研究員をもって充てる。

8 課長及び室長は、上司の命を受け、当該課及び室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

9 上席研究員及び主任研究員（部長、センター長、副部長、副センター長及び室長は除く。）は、上司の命を受け、当該部又はセンターの専門的事項の調査研究について連絡調整し、及びその指導に当たる。

10 課には必要に応じ補佐を置くことができる。

11 課長補佐は、課長を補佐する。

12 係に係長を置く。

13 係長は、上司の命を受け、当該係の事務を処理する。

14 課及び室には必要に応じて主任を置く。

15 主任は、上司の命を受け、課の事務のうち特定の事項を処理する。

16 課及び室に専門員及び専門職員を置くことができる。

17 専門員は、上司の命を受け高度の専門的知識を必要とする事務を処理する。

18 専門職員は、上司の命を受け専門的知識を必要とする事務を処理する。

(首席研究員)

第5条 研究所の部又はセンターに首席研究員を置くことができる。

(1) 首席研究員は上席研究員のうち、特に顕著な業績を有する者から各研究所長が命ずるものとする。

2 各所長は首席研究員を命じたときは、すみやかに理事長に報告するものとする。

(東京文化財研究所管理部の所掌事務)

第6条 管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 東京文化財研究所の職員の人事に関すること。

(2) 東京文化財研究所の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

(3) 機密に関すること。

- (4) 所長の公印及び所印の保管に関すること。
 - (5) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
 - (6) 東京文化財研究所の所掌事務に関する連絡調整に関すること。
 - (7) 東京文化財研究所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
 - (8) 国際協力、研究交流に係る企画及び立案に関すること。
 - (9) 研修及び国際研究集会の実施に関すること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、東京文化財研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- (管理部に置く室)

第7条 管理部に管理室を置く。

2 管理室は前条に掲げる事務をつかさどる。

(企画情報部の所掌事務)

第8条 企画情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 各部及び各センターにおける文化財情報の管理の統括を行うこと。
- (2) 文化財所有者からの調査研究についての依頼の調整及び成果のとりまとめを行うこと。
- (3) 美術に関する調査及び研究を行うこと。
- (4) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(企画情報部に置く室)

第9条 企画情報部に情報システム研究室、文化財アーカイブズ研究室、文化形成研究室、近・現代視覚芸術研究室及び広領域研究室を置く。

- 2 情報システム研究室においては、前条第1号に掲げる事務のうち、東京文化財研究所の情報システムの管理・運営及び研究成果の公開に関するものをつかさどる。
- 3 文化財アーカイブズ研究室においては、前条第1号に掲げる事務のうち、文化財に関する情報及び資料の収集、整理、公開に関するもの並びに前条第2号に掲げる事務をつかさどる。
- 4 文化形成研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、日本、東洋の古代、中世、近世美術に関するものをつかさどる。
- 5 近・現代視覚芸術研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、日本、東洋の近代、現代及び西洋美術に関するもの並びに黒田記念館に関する事務をつかさどる。
- 6 広領域研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、日本、東洋美術に関して人文、自然科学にわたる広領域に関するものをつかさどる。

(無形文化遺産部の所掌事務)

第10条 無形文化遺産部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 我が国の無形文化財、無形民俗文化財、文化財保存技術の保存・継承に関する調査研究を行うこと。
- (2) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(無形文化遺産部に置く室)

第11条 無形文化遺産部に無形文化財研究室、無形民俗文化財研究室及び音声・映像記録研究室を置く。

- 2 無形文化財研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、無形文化財及び文化財保存技術に関するものをつかさどる。
- 3 無形民俗文化財研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、無形民俗文化財に関するものをつかさどる。
- 4 音声・映像記録研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、音声及び映像記録に関するものをつかさどる。

(保存修復科学センターの所掌事務)

第12条 保存修復科学センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 文化財の保存に関する科学的な調査及び研究を行うこと（文化遺産国際協力センターの所掌に属するものを除く。）。
- (2) 文化財の修復に関する科学的な調査及び研究並びに文化財の修復のための技術に関する調査及び研究を行うこと。

こと（文化遺産国際協力センターの所掌に関するものを除く。）

(3) 前各号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(保存修復科学センターに置く室)

第13条 保存修復科学センターに保存科学研究室、分析科学研究室、生物科学研究室、修復材料研究室、伝統技術研究室及び近代文化遺産研究室を置く。

2 保存科学研究室は、前条第1号及び第3号に掲げる事務のうち、物理的手法による調査及び研究に関するものをつかさどる。

3 分析科学研究室は、前条第1号及び第3号に掲げる事務のうち、化学的手法による調査及び研究に関するものをつかさどる。

4 生物科学研究室は、前条第1号及び第3号に掲げる事務のうち、生物学的手法による調査及び研究に関するものをつかさどる。

5 修復材料研究室は、前条第2号及び第3号に掲げる事務のうち、文化財の修復に関わる新材料、伝統材料に関するものをつかさどる。

6 伝統技術研究室は、前条第2号及び第3号に掲げる事務のうち、絵画、工芸品、建築など伝統的技法が基本となる修復に関するものをつかさどる。

7 近代文化遺産研究室は、前条第2号及び第3号に掲げる事務のうち、新材料及び新技術を応用した修復方法に関するものをつかさどる。

(文化遺産国際協力センターの所掌事務)

第14条 文化遺産国際協力センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 文化財の保存及び修復に係る国際協力を行うこと。

(2) 前号の事務に関する調査及び研究を行うこと。

(3) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(4) 第1号の事務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

(文化遺産国際協力センターに置く室)

第15条 文化遺産国際協力センターに国際情報研究室、保存計画研究室及び地域環境研究室を置く。

2 国際情報研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、国際社会における文化財に関する理念、法制度等文化財と社会に関するもの及び人材養成、並びに文化財研究所が行う国際協力等の専門的事項についての連絡調整に関するものをつかさどる。

3 保存計画研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、世界各国・地域の文化財の保存、整備、修景計画及び活用計画並びに地域開発及び観光開発と文化財の関わりに関するものをつかさどる。

4 地域環境研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、世界各国・地域の文化財の保存に関わる自然環境、歴史的・人文的環境及び経済的環境に関するものをつかさどる。

(共通事務)

第16条 企画情報部、無形文化遺産部、保存修復科学センター及び文化遺産国際協力センター並びにこれらに置かれる室は、第六条から前条までに掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) その所掌事務に関し、地方公共団体並びに文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これに類する施設（以下「地方公共団体等」という。）の職員に対する研修を行うこと。

(2) その所掌事務に関し、地方公共団体等に対し、援助及び助言を行うこと。

(奈良文化財研究所管理部の所掌事務)

第17条 管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 奈良文化財研究所の職員の人事に関すること。

(2) 奈良文化財研究所の職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

(3) 機密に関すること。

(4) 所長の官印及び所印の保管に関すること。

- (5) 公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (6) 奈良文化財研究所の所掌事務に関する連絡調整に関すること。
- (7) 奈良文化財研究所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- (8) 奈良文化財研究所の財産及び物品の管理に関すること。
- (9) 奈良文化財研究所の所掌事務に係る遺跡その他の資料の保全のための警備に関すること。
- (10) 奈良文化財研究所が行う研修に関すること。
- (11) 奈良文化財研究所の施設及び設備の維持並びに管理に関する事務を処理すること。
- (12) 奈良文化財研究所の保有する資料の展示、公開及び活用に関する事務を処理すること。
- (13) 奈良文化財研究所の情報基盤の整備並びに管理に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、奈良文化財研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(管理部に置く課)

第18条 管理部に、管理課、業務課及び文化財情報課を置く。

- 2 管理課は、前条第1号から第8号まで及び第14号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 業務課は、前条第9号から第11号に掲げる事務をつかさどる。
- 4 文化財情報課は、前条第12号及び第13号に掲げる事務をつかさどる。

(企画調整部の所掌事務)

第19条 企画調整部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 奈良文化財研究所が行う研究に係る事業の実施についての総合調整を行う。
- (2) 奈良文化財研究所の所掌事務に関し、地方公共団体等の職員に対する研修及び地方公共団体等に対し、援助及び助言を行うこと。
- (3) 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (4) 奈良文化財研究所の情報システムの管理及び運営に関すること。
- (5) 奈良文化財研究所が行う国際協力、国際交流及び国際研修等を行うこと。
- (6) 奈良文化財研究所の研究成果及び保有する資料の展示、公開、活用に関すること。
- (7) 文化財に関する写真の製作及び管理を行うこと。

(企画調整部に置く室)

第20条 企画調整部に企画調整室、文化財情報研究室、国際遺跡研究室、展示企画室及び写真室を置く。

- 2 企画調整室においては、前条第1号から第2号までの事務をつかさどる。
- 3 文化財情報研究室においては、前条第3号から第4号までの事務をつかさどる。
- 4 国際遺跡研究室においては、前条第5号の事務をつかさどる。
- 5 展示企画室においては、前条第6号の事務をつかさどる。
- 6 写真室においては、前条第7号の事務をつかさどる。

(文化遺産部の所掌事務)

第21条 文化遺産部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 歴史資料（考古資料を含む）及びその他の資料（都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く）に関する調査及び研究を行うこと。
- (2) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成及びその公表を行うこと。
- (3) 歴史資料（考古資料を含む）及びその他の資料（都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く）に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (4) 建造物及び伝統的建造物群に関する調査及び研究を行うこと。
- (5) 前号の調査及び研究に基づき資料の作成並びにその公表を行うこと。
- (6) 建造物及び伝統的建造物群に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (7) 宮跡等整備に伴う専門的・技術的な調査及び研究を行うこと。
- (8) 庭園及び文化的景観に関する調査及び研究を行うこと。

- (9) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成及びその公表を行うこと。
- (10) 庭園及び文化的景観に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (11) 遺跡の保存・整備・活用（都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く）に関する調査及び研究を行うこと。
- (12) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成及びその公表を行うこと。
- (13) 遺跡の保存・整備・活用（都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く）に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

(文化遺産部に置く室)

第22条 文化遺産部に、歴史研究室、建造物研究室、景観研究室及び遺跡整備研究室を置く。

- 2 歴史研究室は、前条第1号から第3号までの事務をつかさどる。
- 3 建造物研究室は、前条第4号から第7号までの事務をつかさどる。
- 4 景観研究室は、前条第8号から第10号までの事務をつかさどる。
- 5 遺跡整備研究室は、前条第7号及び第11号から第13号までの事務をつかさどる。

(都城発掘調査部の所掌事務)

第23条 都城発掘調査部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 平城宮跡（平城京域、南都諸大寺を含む。以下「平城宮跡等」という。）、藤原宮跡及び飛鳥地域における宮跡その他の遺跡（以下「藤原宮跡等」という。）の発掘調査を行うこと。
- (2) 平城宮跡等及び藤原宮跡等に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 前2号の業務に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- (4) 平城宮跡等及び藤原宮跡等に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (5) 平城宮跡等及び藤原宮跡等整備に係る専門的・技術的な調査及び研究を行うこと。
- (6) 平城宮跡等及び藤原宮跡等の整備に関して、専門的・技術的な指導及び助言を行うこと。

(都城発掘調査部に置く室)

第24条 都城発掘調査部に、考古第一研究室、考古第二研究室、考古第三研究室、遺構研究室及び史料研究室を置く。

- (1) 考古第一研究室は、前条第1号から第4号までに掲げる事務のうち、木器、金属器等の遺物に関するものをつかさどる。
- (2) 考古第二研究室は、前条第1号から第4号までに掲げる事務のうち、土器等の遺物に関するものをつかさどる。
- (3) 考古第三研究室は、前条第1号から第4号までに掲げる事務のうち、瓦等の遺物に関するものをつかさどる。
- (4) 遺構研究室は、前条第1号から第5号までに掲げる事務のうち、遺構、計測及び修景に関するものをつかさどる。
- (5) 史料研究室は、前条第1号から第4号に掲げる事務のうち、木簡及び史料に関するものをつかさどる。

2 副部長は、前条第1号から第6号に掲げる事務のうち、平城宮跡等又は藤原宮跡等の事務を掌理する。

(埋蔵文化財センターの所掌事務)

第25条 埋蔵文化財センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 埋蔵文化財に関する調査及び研究を行うこと。
- (2) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- (3) 埋蔵文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

(埋蔵文化財センターに置く室)

第26条 埋蔵文化財センターに保存修復科学研究室、環境考古学研究室、年代学研究室及び遺跡・調査技術研究室を置く。

- 2 保存修復科学研究室は、前条第1号から第3号に掲げる事務のうち、遺物・遺構の保存科学的な処理に関するものをつかさどる。

3 環境考古学研究室は、前条第1号から第3号に掲げる事務のうち、動植物遺存体等の調査法及び分析技術に関するものをつかさどる。

4 年代学研究室は、前条第1号から第3号に掲げる事務のうち、埋蔵文化財等の年代学に関するものをつかさどる。

5 遺跡・調査技術研究室は、前条第1号から第3号に掲げる事務のうち、埋蔵文化財の調査・研究手法及び測量・探査等に関するものをつかさどる。

(飛鳥資料館の所掌事務)

第27条 飛鳥資料館は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 飛鳥地域に関する考古資料、歴史資料、建造物、絵画、彫刻、古文書その他の資料の収集、保管、展示、模写、模造、写真の作成、調査研究及び解説を行うこと。

(2) 飛鳥地域に関する図書、写真その他の資料の収集、整理、保管、展示、閲覧及び調査研究を行うこと。

(3) 飛鳥資料館の事業に関する出版物の編集及び刊行並びに普及宣伝を行うこと。

(飛鳥資料館に置く室)

第28条 飛鳥資料館に学芸室を置く。

2 学芸室は、前条に掲げる事務をつかさどる。

(その他)

第29条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

2 研究所に置く管理部各課及び室の組織並びに所掌事務は、各研究所の所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月14日に改正し、平成20年4月1日から施行する。